

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第108期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高橋 順一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高橋 順一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

連結会計年度	自2015年 4月1日 至2016年 3月31日 (2016年 3月期)	自2016年 4月1日 至2017年 3月31日 (2017年 3月期)	自2017年 4月1日 至2018年 3月31日 (2018年 3月期)	自2018年 4月1日 至2019年 3月31日 (2019年 3月期)	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日 (2020年 3月期)
営業収益 (百万円)	67,584	65,412	85,261	64,772	61,694
純営業収益 (百万円)	66,277	63,728	82,919	62,553	59,767
経常利益 (百万円)	15,297	13,269	20,939	932	700
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,423	11,990	25,397	1,079	2,763
包括利益 (百万円)	10,295	10,709	27,436	1,771	547
純資産額 (百万円)	155,204	157,229	174,849	164,300	160,404
総資産額 (百万円)	568,548	742,435	964,533	1,391,076	1,113,313
1株当たり純資産額 (円)	580.16	593.47	668.18	625.05	630.24
1株当たり当期純利益 (円)	46.92	45.73	97.27	4.18	11.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	46.87	45.72	97.18	4.18	-
自己資本比率 (%)	26.9	20.9	17.9	11.6	14.1
自己資本利益率 (%)	8.1	7.8	15.5	0.6	1.7
株価収益率 (倍)	13.2	12.7	7.6	95.9	22.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,302	2,944	19,332	72,750	10,945
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	775	8,507	588	9,615	6,686
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,829	35,864	1,617	39,695	18,227
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	44,615	72,043	89,204	46,274	63,201
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,391 [383]	2,483 [481]	2,753 [599]	2,861 [554]	2,534 [485]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 2018年3月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2017年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4 2020年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	15,425	13,520	14,014	15,737	17,912
経常利益 (百万円)	11,335	7,927	7,380	9,414	10,967
当期純利益 (百万円)	12,640	8,231	7,090	8,611	10,796
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数 (株)	280,582,115	280,582,115	270,582,115	270,582,115	260,582,115
純資産額 (百万円)	110,912	110,087	107,440	106,151	110,103
総資産額 (百万円)	161,343	185,931	210,412	210,380	204,117
1株当たり純資産額 (円)	419.08	418.96	413.71	408.76	441.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	28.00 (14.00)	26.00 (12.00)	38.00 (14.00)	16.00 (12.00)	8.00 (4.00)
1株当たり当期純利益 (円)	47.74	31.39	27.15	33.33	43.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	47.69	31.38	27.13	33.32	-
自己資本比率 (%)	68.5	59.0	50.8	50.2	53.7
自己資本利益率 (%)	11.4	7.5	6.5	8.1	10.0
株価収益率 (倍)	12.9	18.4	27.1	12.0	5.7
配当性向 (%)	58.7	82.8	139.9	48.0	18.5
株主資本配当率 (%)	6.7	6.2	9.1	3.9	1.8
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	97 [16]	115 [17]	115 [18]	124 [21]	130 [25]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	69.5 (89.2)	68.2 (102.3)	89.1 (118.5)	54.8 (112.5)	39.0 (101.8)
最高株価 (円)	993	678	848	814	431
最低株価 (円)	478	406	538	399	204

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 第108期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、「第1 企業の概況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

## 2 【沿革】

年月	沿革
1929年6月	株式会社高山商店設立。
1930年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
1944年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
1947年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
1948年9月	証券取引法による証券業者登録。
1949年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
1961年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
1964年10月	株式会社六鹿商店と合併。
1968年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
1969年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
1981年10月	遠山證券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
1984年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
1987年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
1989年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所一部指定。
1990年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
1998年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
2000年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。
2005年7月	東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・とちぎんTT証券株式会社 持分法適用関連会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
2005年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 連結子会社)設立。
2005年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
2006年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
2007年1月	Tokai Tokyo Securities Europe Limited(現・連結子会社)設立。
2007年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
2007年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
2008年2月	Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.(現・連結子会社)設立。
2008年4月	広島支店及び下関支店を会社分割の方法によりワイエム証券株式会社に分割。
2008年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2008年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
2008年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
2008年11月	二俣川支店、港南台支店、横須賀支店、大船支店、相模原支店、茅ヶ崎支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に分割。
2009年4月	浜銀TT証券株式会社を株式会社横浜銀行との合併会社に変更。
2009年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。
2009年9月	東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
2009年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2010年1月	トヨタフィナンシャルサービス証券株式会社の全株式を取得。

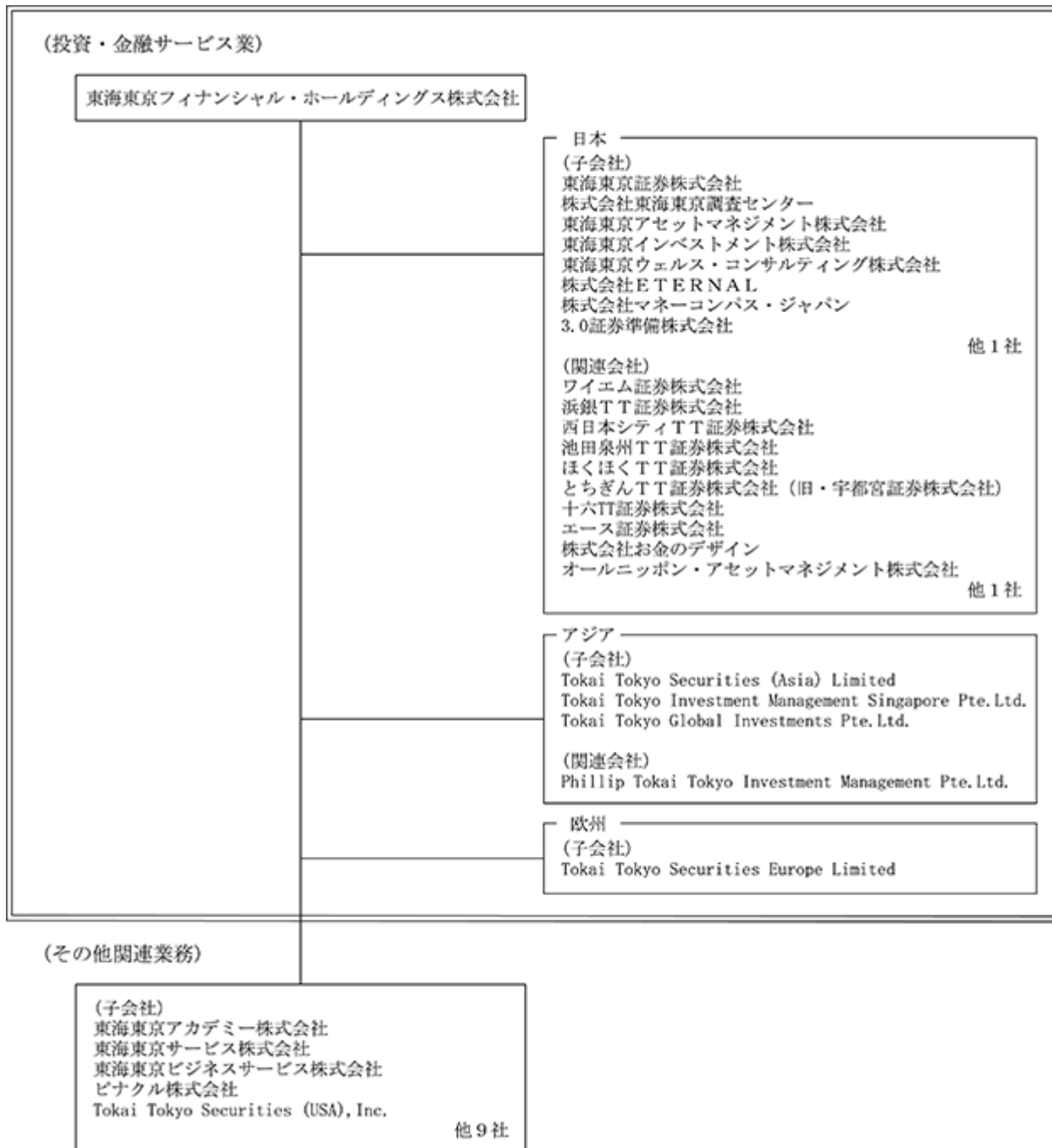
年月	沿革
2010年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。
2010年5月	東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。 東海東京証券株式会社が福岡支店を会社分割の方法により西日本シティＴＴ証券株式会社に分割。
2011年1月	西日本シティＴＴ証券株式会社を株式会社西日本シティ銀行(現・株式会社西日本フィナンシャルホールディングス)との合併会社に変更。
2011年3月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。 Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。
2012年9月	東海東京証券株式会社が横浜支店を会社分割の方法により浜銀ＴＴ証券株式会社に分割。
2013年1月	池田泉州ＴＴ証券準備株式会社(現・池田泉州ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2013年9月	東海東京証券株式会社が神戸支店を会社分割の方法により池田泉州ＴＴ証券株式会社に分割。 池田泉州ＴＴ証券株式会社を株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社に変更。
2015年3月	Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.(現・持分法適用関連会社)設立。
2015年8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年4月	ほくほくＴＴ証券準備株式会社(現・ほくほくＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年5月	Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。
2016年8月	東海東京証券株式会社が熊本支店、宮崎支店及び鹿児島支店を会社分割の方法により西日本シティＴＴ証券株式会社に分割。
2016年9月	エース証券株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2017年1月	東海東京証券株式会社が富山支店、金沢支店及び札幌支店等を会社分割の方法によりほくほくＴＴ証券株式会社に分割。 ほくほくＴＴ証券株式会社を株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの合併会社に変更。
2017年3月	株式会社ＥＴＥＲＮＡＬ(現・連結子会社)の株式取得。
2017年4月	宇都宮証券株式会社(現・とちぎんＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)を株式会社栃木銀行との合併会社に変更。 高木証券株式会社の株式取得。
2017年9月	ピナクル株式会社(現・連結子会社)の株式取得。
2018年4月	十六ＴＴ証券設立準備株式会社(現・十六ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)の設立。
2018年6月	株式会社お金のデザイン(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2018年12月	ピナクルＴＴソリューション株式会社(現・連結子会社)設立。
2019年6月	東海東京証券株式会社が岐阜支店、大垣支店、多治見支店及び多治見支店中津川営業所を会社分割の方法により十六ＴＴ証券株式会社に分割。 十六ＴＴ証券株式会社を株式会社十六銀行との合併会社に変更。
2019年7月	資産管理プラットフォーム準備株式会社(現・株式会社マネーコンパス・ジャパン 連結子会社)設立。
2019年9月	東海東京証券株式会社(存続会社)と高木証券株式会社が合併。
2019年11月	3.0証券準備株式会社(現・連結子会社)設立。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社12社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、欧州及び米国の金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、4、9	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 1名
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業 金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区	50	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャ ピタル、有価証 券の運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京ウェルス・コンサル ティング株式会社	名古屋市中村区	250	コンサルティング業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アカデミー株式会社	東京都中央区	50	教育・研修業	100		経営指導・管理 教育・研修の委託 役員の兼任 1名
東海東京サービス株式会社	名古屋市東区	30	不動産の賃貸・ 管理、事務代行 業務	100		経営指導・管理 事務委託 役員の兼任 なし
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック オフィス業務の 受託	80		経営指導・管理 役員の兼任 1名
株式会社マネーコンパス・ ジャパン(注)8	東京都中央区	300	電信決済等代理 業、アプリの企 画・運営・開発 等による各種情 報提供サービス	100		役員の兼任 1名
3.0証券準備株式会社(注)11	東京都中央区	50	金融商品取引業 (予定)、貸金業 (予定)	100		役員の兼任 なし
株式会社E T E R N A L	東京都港区	50	生命保険・損害 保険代理店事業	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社メビウス(注)10	大阪市中央区	10	生命保険・損害 保険代理店事業	100 (100)		役員の兼任 なし
ピナクル株式会社	東京都港区	100	M & A アドバイザー	70		経営指導・管理 役員の兼任 なし
ピナクルT Tソリューション 株式会社	東京都港区	61	事業承継M & A アドバイザー	100 (60)		経営指導・管理 役員の兼任 なし
ピナクル・バリュー・キャピ タル株式会社(注)5	東京都港区	10	投資ファンドの 運営、経営・財 務コンサルティング	100 (70)		役員の兼任 なし
M 2 キャピタル株式会社	東京都港区	10	投資ファンド 企画、調査業務	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	中国 香港	千 香港ドル 115,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス 業、資産運用業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 20,000	有価証券の運用	100		調査の委託 資金の貸付 役員の兼任 1名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
バリューアップ 投資事業有限責任組合	東京都中央区	398	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
東海東京インキュベーション 投資事業有限責任組合	東京都中央区	497	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	6,832	会社型投資信託	92 (92)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited (注)3	英国領 ケイマン諸島	5,954	会社型投資信託	92 (92)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 74,911	会社型投資信託	79 (79)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited (注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 62,595	会社型投資信託	79 (79)		役員の兼任 なし
(持分法適用関連会社)						
ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀 T T 証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
西日本シティ T T 証券 株式会社	福岡市博多区	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
池田泉州 T T 証券株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
ほくほく T T 証券株式会社	富山県富山市	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
とちぎん T T 証券株式会社	栃木県宇都宮市	301	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
十六 T T 証券株式会社 (注)6	岐阜県岐阜市	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
エース証券株式会社(注)1	大阪市中央区	8,831	金融商品取引業	29		役員の兼任 なし
丸八証券株式会社(注)1、7	名古屋市中区	3,751	金融商品取引業	[43]		役員の兼任 なし
株式会社お金のデザイン	東京都港区	100	金融商品取引業	19		役員の兼任 なし
オールニッポン・アセットマ ネジメント株式会社	東京都中央区	1,076	金融商品取引業	30		役員の兼任 1名
Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 3,000	資産運用業	40		役員の兼任 なし

(注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

3 東海東京証券株式会社、Asia-Pacific Rising Fund Limited、Asia-Pacific Rising Master Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited及びTokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limitedは、特定子会社に該当しております。



- 4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	55,478百万円
(2) 純営業収益	52,884百万円
(3) 経常利益	713百万円
(4) 当期純利益	822百万円
(5) 純資産額	95,591百万円
(6) 総資産額	994,899百万円

- 5 2019年4月1日付でピナクル・バリュー・キャピタル株式会社を設立しております。
- 6 2019年6月3日付で十六TT証券株式会社の議決権の所有割合は40.0%となり、関連会社となっております。
- 7 2019年6月26日付で実質的な影響力を持ったため、丸八証券株式会社を関連会社としております。
- 8 2019年7月8日付で資産管理プラットフォーム準備株式会社を設立、2019年11月1日付で株式会社マネーコンパス・ジャパンへ商号変更しております。
- 9 2019年9月1日付で東海東京証券株式会社(存続会社)と高木証券株式会社(消滅会社)が合併しております。
- 10 2019年10月1日付で株式会社ETERNALが株式会社メビウスを完全子会社化しています。
- 11 2019年11月8日付で3.0証券準備株式会社を設立しております。
- 12 2020年6月5日付でHash Dash Holdings株式会社及びHash Dash株式会社を関連会社としております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,534 [485]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか歩合外務員の2020年3月31日現在の人員は18名であります。
- 4 当連結会計年度において連結会社外への出向者の増加や自己都合退職等により、前連結会計年度末に比べ従業員数が327名減少しております。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
130 [25]	41歳10ヶ月	2年3ヶ月	7,584,978

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末10名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社に勤務する従業員74名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員1,550名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属していません。

## 第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタル化の進展、フィデューシャリー・デューティーへの対応、働き方改革への取り組み、国内外のマーケットの変調、お客様のニーズの多様化、システムの高度化などに係る高コスト化、また証券ビジネスへの異業種からの参入による競争激化等、目まぐるしく変化しています。当社グループはこういった環境下で、従来の証券会社とは異なる、未来に続く新たなビジネスモデルの構築により、メガバンク系や大手証券に対抗できる証券業界の第3極のリーダーとなるべく、経営計画「New Age's Flag Bearer 5～新時代の旗手～」を掲げ、さらなる経営基盤の強化と成長のために、次の5つの施策に取り組んでおります。

#### <リテール部門>

リテール部門においては「リテール顧客セグメント別戦略の独自性の追求」をテーマに、顧客基盤の拡大と収益力の強化に取り組んでおります。富裕層のお客さま向けには、日本橋高島屋三井ビルディング最上階に「オルクドール・サロンTOKYO」を開設したほか、人材のレベルアップなどにより機能・サービスの充実を図っております。また、事業承継や相続対策、税務対策など総合的なソリューションを、中小企業のオーナーや医師など、幅広いお客さまに提案・提供しております。成熟層のお客さまについては、相続や退職等のライフイベントに対するコンサルティングサービスを強化しております。資産形成層のお客さまに対しては、保険をエントリー商品として住宅ローン、証券の機能を併せ持つ「MONEQUE(マニーク)」を展開し、将来に向けた潜在的なお客さまの獲得に力を注いでおります。

また、証券担保ローンや保険等の新しいマーケット開拓にも力を注いでおり、収益の多様化と安定収益の積み上げに努めております。

#### <法人トライラテラル戦略とグローバルマーケットでの業務拡大>

マーケット部門、法人営業部門、投資銀行部門では「法人トライラテラル」による業務拡大に取り組んでおります。これは、マーケット部門や投資銀行部門が組成もしくは引受した商品を法人営業部門へ展開するなど、3部門がそれぞれの専門性を活かしながら有機的に連携することで、お客さまとの取引を拡大させ、より安定的に収益を創出できるよう、事業ポートフォリオを強化するものです。基幹事業のひとつであるマーケット部門は、東海東京証券株式会社のお客さまに加えて提携合併証券、プラットフォーム提供先の強固な顧客基盤を有し、外国株式、外国債券、仕組債等の商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。法人営業部門では、機関投資家からのブローカー評価の向上による発注シェアの拡大や地域金融機関や事業法人向けの新発債券の販売促進を図るとともに、私募投信、デリバティブ等を活用して様々な運用ニーズへの対応を強化しております。投資銀行部門では、業務の活性化を掲げるべく、地方公共団体ならびに事業法人が発行する債券の引受、中堅・中小企業を対象としたM&A・事業承継機能の強化や、IPO・PO業務に注力しております。

今後一層高い専門性を発揮し、多様なお客様のニーズに応える商品やソリューション等を提供してまいります。

### <グレート・プラットフォーム>

経営計画においては、現在のプラットフォームビジネスの機能を拡充し、「グレート・プラットフォーム」へと進化させてまいります。

昨年度まで有力な地方銀行と設立した提携合弁証券会社は計6社でしたが、当期は、株式会社十六銀行と7社目となる提携合弁証券会社「十六TT証券株式会社」を6月に開業しました。いずれも各地域において圧倒的な事業基盤と顧客基盤を有する金融機関との合弁であり、銀証連携によりマーケットの更なる深耕に注力することで、将来にわたる持続的な成長を目指してまいります。

また、新たな取引チャネルとしてIFA事業を、再編のうえ強化に取り組んでおります。

加えて、お客さまへの充実したサービスのご提供を目指し有望なFinTech企業との提携やデジタル金融サービスの開発を進めており、暗号資産及びブロックチェーン関連ビジネスに強みを持つフォビジャパン株式会社との資本業務提携や、当社のシンガポール現地法人であるTokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd.では、シンガポールでSTO取引所(セキュリティ・トークン取引所)を運営するICHX TECH Pte.Ltd.に対し出資を行っております。さらに、スマートフォンによる取引機能を提供するスマホ専業証券である3.0証券準備株式会社や資産管理アプリ「おかねのコンパス」の株式会社マネーコンパス・ジャパンを設立しております。新たなデジタルサービス機能を提供できるよう、準備を加速しております。

### <生産性革命と人材育成>

本経営計画を成功に導くには、グレート・プラットフォームの構築やマーケット部門の拡充といった戦略・施策を着実に遂行するだけでなく、事業活動のあらゆる側面で効率化と適正化を図る「生産性革命」の取り組みが不可欠です。当社グループは、従来から東海東京証券株式会社における店舗の統廃合をはじめ、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)を活用したBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の実行、ペーパーレスの推進、データベースマーケティングを取り入れた営業スタイルの確立など、生産性の向上に向けたさまざまな取り組みを進めております。

また、最大の経営資源である人材確保に向けて、年功序列を廃し、高い専門性と豊かな人間性に応じて処遇するジョブ型の新人事制度の導入や職場環境の整備を実施しております。さらに、当社はウェルビーイング宣言を制定しており、CHO(Chief Health Officer:健康経営最高責任者)および健康経営推進協議会を設置し、健康経営を推進しております。これを含めた取り組みの結果、当社は経済産業省と日本健康会議による「健康経営優良法人2020(大規模法人部門)」に認定されました。今後も、社員の成長を重んじ、お客様の期待に沿えるような人材の確保に力を注いでまいります。

ポスト・コロナ社会も視野に入れ、リモートワーク等、社員の多様な働き方を今後も積極的にサポートしていきます。

### <当社グループの後継者育成>

当社グループの後継者育成計画(サクセッションプラン)の一環として、昨年4月に東海東京証券の代表取締役を交代し、代表取締役会長に山根 秀昭、代表取締役社長に合田 一郎がそれぞれ就任しております。サクセッションプランについては、当社グループの業容の拡大に鑑み、グループ経営力の強化と次世代経営者の育成も経営上重要な課題の1つとの認識から、2017年より外部専門家のアドバイスも取り入れつつ、指名・報酬委員会及び社外取締役を含め議論を行い、サクセッションプランのプロセスを構築、整備しております。

当社グループは、中核企業である東海東京証券を中心に、急速に変化する金融業界において、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆さまにご支持いただける「総合金融グループ」を目指してまいります。

なお、経営計画では数値目標として自己資本利益率(ROE)10%、経常利益300億円、グループ預かり資産10兆円の指標を掲げております。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。また、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられる可能性により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの窓口業務の一時休止を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、従業員が企業倫理及び法令諸規則等に従わない場合や労務管理上の問題が発生する場合等、取引先や従業員等との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有価証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統一的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは、グループ顧客基盤拡大を図る観点から買収や資本提携により業容の拡大を図ってまいりました。買収や資本提携を成功に導くには、事業の効率的な統合等が必要となります。買収・資本提携した事業が、当社の予想通りの収益を計上できない可能性もあります。当社グループが当初期待した成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点を買収や資本提携後に発見された場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新型コロナウイルス感染症リスクについて

国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、新型コロナウイルス感染症の拡大や「第二波」到来等の場合は、当社グループの窓口業務の一時休止を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の状況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、当社グループが発行する社債に含まれるデリバティブ損益について、従来「金融収益」及び「金融費用」に計上しておりましたが、「トレーディング損益」として表示する方法に変更し、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態

資産の部では、流動資産のうちトレーディング商品(資産)が前年度末比2,351億73百万円減少し4,223億51百万円に、有価証券担保貸付金が前年度末比1,509億89百万円減少し3,418億68百万円となる一方、現金及び預金が前年度末比168億25百万円増加し647億45百万円に、信用取引資産が前年度末比498億60百万円増加し992億67百万円に、短期差入保証金が前年度末比321億79百万円増加し471億7百万円となりました。また、固定資産のうち投資有価証券が29億57百万円増加し450億47百万円となりました。

負債の部では、流動負債のうちトレーディング商品(負債)が前年度末比2,050億83百万円減少し3,414億16百万円に、有価証券担保借入金が前年度末比1,337億41百万円減少し2,115億57百万円となる一方、約定見返勘定(負債)が281億28百万円増加し441億2百万円に、短期借入金が117億13百万円増加し1,356億80百万円となりました。また、固定負債のうち社債が前年度末比40億77百万円減少し134億96百万円となる一方、長期借入金が前年度末比137億79百万円増加し819億9百万円となりました。

純資産の部では、利益剰余金が前年度末比7億36百万円増加し1,012億76百万円となる一方、資本剰余金が自己株式の消却を行ったことなどにより前年度末比43億74百万円減少し245億87百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総資産は前年度末比2,777億62百万円減少し1兆1,133億13百万円に、負債合計は前年度末比2,738億67百万円減少し9,529億8百万円となり、純資産合計は前年度末比38億95百万円減少し1,604億4百万円となりました。また、当連結会計年度末の自己資本比率は14.1%(前年度末は11.6%)となり、1株当たり純資産額は630円24銭(前年度末は625円05銭)となりました。

(2) 経営成績  
(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	委託手数料	10,211	40	477	-	10,729
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	914	333	-	-	1,247
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	21	57	6,871	-	6,951
	その他の受入手数料	77	13	4,556	5,377	10,025
	合計	11,224	445	11,906	5,377	28,954
当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	委託手数料	11,181	44	1,013	-	12,239
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	193	508	-	-	702
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3	19	6,496	-	6,519
	その他の受入手数料	250	14	3,997	5,448	9,710
	合計	11,629	586	11,508	5,448	29,172

当連結会計年度の受入手数料の合計は0.8%増加(前年同期増減率、以下(2)において同じ。)し291億72百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社の主要子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は17.6%減少し26億32百万株、株式委託売買金額は17.4%増加し4兆4,631億円となる中、個人投資家の売買金額が19.7%増加し1兆4,410億円となり、当社グループの株式委託手数料は9.5%増加し111億81百万円の計上。委託手数料全体では14.1%増加し122億39百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は公募・売出しの引受高の減少により78.8%減少し1億93百万円を計上いたしました。また、債券は52.5%増加し5億8百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では43.7%減少し7億2百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、個人向けを中心とする投資信託の販売額が減少したことから5.5%減少し64億96百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では6.2%減少し65億19百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は12.3%減少し39億97百万円、保険手数料収入は1.9%減少し31億68百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では3.1%減少し97億10百万円を計上いたしました。

## (トレーディング損益)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自 2018年4月1日	至 2019年3月31日	自 2019年4月1日	至 2020年3月31日
株券等トレーディング損益 (百万円)	15,401		14,010	
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)	16,778		15,499	
合計	32,179		29,510	

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、主に外国株式の売買等の減少により9.0%減少し140億10百万円の利益の計上となり、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は、7.6%減少し154億99百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は8.3%減少し295億10百万円の利益を計上いたしました。

## (金融収支)

当連結会計年度の金融収益は17.2%減少し30億11百万円を計上いたしました。また、金融費用は13.2%減少し19億26百万円を計上し、差引の金融収支は23.6%減少し10億84百万円の利益を計上いたしました。

## (販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、取引関係費は支払手数料の減少などから4.7%減少し113億86百万円となり、人件費は新人事制度移行による費用増加があったものの、業績連動賞与の減少などにより5.8%減少し278億27百万円、事務費は子会社の統合によるコスト削減効果が寄与し6.0%減少し75億16百万円となる一方、減価償却費は日本橋新オフィスの設備及び社内インフラ更改などの償却費計上により39.0%増加し32億26百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は3.7%減少し605億91百万円を計上いたしました。

## (営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、受取配当金は9.6%減少し6億45百万円となった一方、投資事業組合運用益が33.8%増加し4億56百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は15.1%増加し19億71百万円を計上いたしました。また、営業外費用は、持分法による投資損失が52.1%増加し94百万円、投資事業組合運用損が28.1%増加し2億19百万円となり、営業外費用の合計は15.2%増加し4億46百万円を計上いたしました。

## (特別損益)

当連結会計年度の主な特別利益は、持分変動利益20億54百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4.8%減少し616億94百万円、純営業収益は4.5%減少し597億67百万円となり、営業損失は8億23百万円(前年同期営業損失3億91百万円)、経常利益は24.9%減少し7億円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は155.9%増加し27億63百万円を計上いたしました。



## (3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは109億45百万円の収入(前連結会計年度は727億50百万円の支出)となりました。これは税金等調整前当期純利益が30億49百万円の黒字となり、トレーディング商品(資産)が2,351億87百万円減少し、有価証券担保貸付金が1,509億89百万円減少し、それぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(負債)が2,050億83百万円減少し、信用取引資産が501億6百万円増加し、有価証券担保借入金が1,335億29百万円減少し、それぞれ支出となったことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは66億86百万円の支出(前連結会計年度は96億15百万円の支出)となりました。これは有形固定資産の取得による支出12億7百万円、無形固定資産の取得による支出13億81百万円、投資有価証券の取得による支出143億91百万円、投資有価証券の売却による収入123億93百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは182億27百万円の収入(前連結会計年度は396億95百万円の収入)となりました。これは短期借入金の純増減額が50億16百万円、長期借入れによる収入266億円、自己株式の取得による支出34億400百万円、配当金の支払による支出20億16百万円などによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は224億74百万円増加し、当連結会計年度末の残高は632億1百万円となりました。

## (4) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	654,224	407,261
	株券 (百万円)	34,673	8,012
	債券 (百万円)	582,327	360,713
	受益証券 (百万円)	37,223	38,535
	デリバティブ取引 (百万円)	3,300	15,090
合計 (百万円)		657,524	422,351
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	540,357	330,161
	株券 (百万円)	26,734	64,895
	債券 (百万円)	513,622	264,885
	受益証券 (百万円)	0	380
	デリバティブ取引 (百万円)	6,142	11,255
合計 (百万円)		546,499	341,416

## トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

なお、「第2 事業の状況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

## (経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## (1) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)のわが国経済は、年度前半は米中貿易摩擦等を背景とした海外景気の減速の影響を受けつつも、緩やかな拡大基調を維持しました。しかし、10月に実施された消費増税の影響等により10-12月期の実質GDP成長率が前期比年率7.1%減と大幅に減速、さらに年明け以降は、中国から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症への対策として外出自粛等の動きが広まり、経済活動が影響を受け景気の減速感が強まりました。こうした中、日本銀行は3月の金融政策決定会合で3年半ぶりとなる追加緩和を実施、政府も大規模な補正予算の編成を検討する等、政府・日本銀行が揃って景気下支えに乗り出しました。

海外経済は、米国が底堅い個人消費を中心に安定成長を維持したものの、米中貿易摩擦等の影響による製造業の低迷を背景に、中国や欧州経済の減速基調が継続しました。その後年明け以降は、新型コロナウイルスの感染症拡大を受けた経済活動抑制の広がりから世界的に景気が減速し、各国の政府・中央銀行による大型景気支援策の発動が打ち出されつつあります。

株式市場では、日経平均株価が4月に21,500円台で始まった後、米中貿易交渉に対する悲観と楽観が繰り返される中、10月中旬まで概ね20,000~22,000円のレンジで推移しました。その後年末にかけては米中貿易交渉の進展期待や「第1段階の部分合意」実現等が好感され、日経平均株価は12月に24,000円台まで上昇しました。しかし、2月下旬には新型コロナウイルス感染症の中国以外の国での感染拡大を受けて世界景気の後退懸念が台頭、日経平均株価は3月19日に年初来安値16,358.19円を付け、3月は大きく下げる展開となりました。その後は各国政府・中央銀行が相次いで対応策を打ち出したことでやや持ち直す展開となり、3月末の日経平均株価は18,900円台で取引を終えました。なお、本年度の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆6,097億円となり、前年度の2兆8,551億円を下回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月にマイナス0.085%で始まった後、米利下げ観測や米中対立激化によるリスク回避志向の高まり等から、9月初旬にはマイナス0.295%と期中の最低金利をつけました。その後は、欧米債券への資金流入の一服や米中貿易交渉の進展期待等を背景に12月には一時プラス圏まで反発しました。年明け以降は、新型コロナウイルスの感染症拡大への警戒感からマイナス0.2%まで低下する場面がありましたが、世界的なドル資金需要の高まりから安全資産である米国債にも換金売りが拡大し利回りが急伸、日本国債の利回りもつれ高となり、3月末はプラス0.005%で取引を終えました。

為替市場では、ドル円が4月に1ドル110円台で始まると、期中高値の112円台まで上昇しました。その後は米中貿易摩擦の激化や世界経済の減速、米利下げ観測の高まり等から8月下旬に一時104円台まで下落したものの、米中貿易交渉の進展期待や英国の合意なきEU離脱回避の見方が強まったことで、12月には1ドル109円台まで回復しました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症拡大でドル資産を確保する動きから一時112円台まで急騰しましたが、3月に入ると各国中央銀行の踏み込んだドル資金供給で期中最安値となる101円台まで急落、さらにドル売り一巡で急反発する展開となり、3月末は107円台で取引を終えました。

こうした市場環境の中、当社グループは経営計画「New Age's, Flag Bearer 5 ~新時代の旗手~」(以下、「本経営計画」。)の3年目を迎えました。本経営計画では、グレート・プラットフォームの構築と生産性革命によって「さらなる経営基盤の強化と成長」を実現するとともに、次のステージに上がるための「戦略テーマの追求」に邁進しております。

本年度は、本経営計画の柱のひとつであり、当社グループの特色である地方銀行との国内アライアンス戦略において、7社目となる合併証券会社「十六ＴＴ証券株式会社」(以下、「十六ＴＴ証券」。)が、6月3日に開業いたしました。当該合併証券会社に対し、会社分割の方法により、当社完全子会社である東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」。)における岐阜県内の4店舗を承継したため、特別利益が20億円程度生じております。十六ＴＴ証券は、地域に根ざした証券会社として株式会社十六銀行と当社が連携し、お客さまのニーズに合わせた多様な良質な金融商品・サービスを提供することで、お客さまおよび地域経済の成長・発展に寄与してまいります。

また、お客さまのニーズの多様化や高度化、あるいはFinTechやAI等デジタル金融サービスの浸透などのビジネス環境の急激な変化に対応すべく、次世代層に向けた証券サービスとして、スマートフォンによる取引機能を提供するスマホ専業証券を設立することを決定し、11月に3.0証券準備株式会社(以下、「3.0証券」。)を設立いたしました。

また、資産形成層向け金融サービスの企画や開発を担う株式会社マネーコンパス・ジャパンにおいては、資産管理アプリ「おかねのコンパス」を開発し、2020年1月、東海東京証券向けに「おかねのコンパス for T T」をリリースいたしました。「おかねのコンパス」は、3.0証券とも連携し、スマートフォンによる取引機能を提供することで、幅広いお客さまニーズへの対応を目指し、今後さらに地方銀行や事業法人ごとのブランドにカスタマイズし、提供する予定です。また、同時にリリースした、保険をスマートフォンで一元管理できるアプリ「そなえるコンパス」とも連携することで、登録した保険情報を「おかねのコンパス」で確認することができます。

12月には、グローバルで暗号資産取引所を運営するHuobi(フォビ)グループの日本法人であるフォビジャパン株式会社との資本業務提携に係る契約を締結いたしました。この資本業務提携を通じて、暗号資産の交換、暗号資産を活用したIEO<sup>(1)</sup>をはじめとした新しい資金調達、地域通貨への取組み、暗号資産の保管・管理等の領域における新規事業の展開を推進してまいります。また、将来的には当該ビジネスを、提携先をはじめとした地方銀行にも展開することも検討してまいります。

また、当社のシンガポール現地法人であるTokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd.は、シンガポールでSTO<sup>(2)</sup>取引所(セキュリティ・トークン取引所)を運営するICHX TECH Pte.Ltd.(以下、「ICHX社」。)への出資に係る契約を、ICHX社と締結しました。ST取引は、証券取引の決済期間の短縮化、24時間365日マーケットにアクセス可能なこと(流動性の向上)やコストの大幅な削減等、発行体・投資家にとって大きなメリットが期待でき、当社グループは本件出資により、ICHX社の日本における重要なパートナーとして、本邦の発行体・投資家をアジアで初めて政府認可を受けるSTO取引所へ取り次ぐ等、共に先進的なサービスの提供を検討してまいります。

- 1 IEO:(Initial Exchange Offering)企業や事業プロジェクトが暗号資産による資金調達を行う際に、暗号資産取引所が主体となり、デューデリジェンスや投資家の本人確認から販売までを行うこと。
- 2 STO:セキュリティ・トークン(ST)とは、ブロックチェーン技術等により主に株式、債券、不動産等を裏付けとしてデジタル化した証券。「STO」は、セキュリティ・トークン・オフリングの略で、STを発行し投資家に販売することで資金を調達すること。

事業面では、9月には当社の完全子会社である東海東京証券と高木証券株式会社(以下、「高木証券」。)は、東海東京証券を存続会社として合併いたしました。合併により、東海東京証券は、高木証券が築いてきた関西を中心とした営業基盤を受け継ぎ、店舗や業務の統合等によって更なるサービスの向上を目指すほか、同社のIFA事業を再編のうえ新たに展開する等、当社グループの企業価値の向上を追求してまいります。IFA事業については、一般社団法人「ファイナンシャル・アドバイザー協会(仮称)」の設立準備会において、設立に賛同する同業他社と共同で、設立・発足を含めた継続的支援を行うこととなりました。

お客様向けのサービス機能拡大においては、富裕層向けサービスブランド「Orque d'or(オルクドール)」のメンバー向けサロン「オルクドール・サロンTOKYO」を4月にオープンいたしました。東京における富裕層ビジネス展開の基点として活用しております。

また、短期の資金需要に対応する提案ができる、「証券担保ローン」のサービスを開始いたしました。さらに、株式会社格付投資情報センター(以下、「R&I」。)より、「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」において「A+」評価を取得する等、今後も様々なサービスの提供や「お客様本位の業務運営」に関わる取組みを通じて、お客様の豊かなライフマネジメントの実現に貢献してまいります。

当社では、2019年1月に本社を移転し、諸機能を盛り込んだシステム基盤としてイントラネットシステムを更改することで、柔軟な勤務環境、社員間コミュニケーションの強化、会議運営の効率化、利便性の向上等を実現し「働き方改革」を推進しております。

また、4月には健康経営の推進にあたり、社員が健康で生き活きと長く働ける環境を整えるための施策として「ウェルビーイング宣言」を制定いたしました。

### 新型コロナウイルス感染症について

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症対策としましては、グループ合同災害対策本部を設置し、国及び地方公共団体等の要請に従い、必要な諸策を講じております。

具体的には、2月からのセミナー開催の見送りやお客様への訪問の自粛を実施し、新型コロナウイルス感染症防止を優先した業務運営を心掛けております。緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された以降は、お客様の健康と安全を第一に考え、店頭窓口業務を一時休止いたしました。休止期間中もお客様の利便性と適時の情報提供等を考慮し、電話でのお取引及びご相談は通常通りの営業を行いました。また、オンライントレードも通常通り稼働いたしました。緊急事態宣言の解除を受け店頭窓口業務を再開いたしました。飛沫防止スクリーンを設置するなど感染防止に努めております。

なお、当連結会計年度においては、前述のとおり経営計画を進捗させたものの、厳しい決算となったことから、自己資本利益率(ROE)1.7%、経常利益7億円、グループ預かり資産5.7兆円となりました。

### (2) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、自己の計算により株式及び債券等の有価証券を保有するのに多額の資金を必要とします。

主な資金調達手段としては現先取引等の有担保調達、市中銀行等の金融機関借入、MTN及び短期社債の発行、コールマネー等の方法があり、資金繰り状況に応じた適切な組合せにより資金調達を行っています。

有事の際の資金調達手段として市中銀行と総額430億円のコミットメントライン契約を確保しています。また、リスク管理では関連規程に基づいて日次、週次、月次で資金繰り管理を行っている他、コンティンジェンシー・プランについても4段階の想定シナリオに基づいたリスク管理体制を定めています。

### (3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

#### 金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値の見積価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

#### 投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合等、実質価額が著しく下落し回復可能性がないと判断した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、店頭窓口業務を一時休止するなど当社グループの業務への影響がありましたが、当事業年度末時点での将来キャッシュ・フローの見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

#### 退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

#### 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア1,180百万円を新規取得しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(提出会社)

2020年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	1,905			41	1,946	130	賃借
別館	名古屋市 中村区	259				259		賃借

(国内子会社)

2020年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	148			2,278	2,396	161	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	7				7	40	賃借 (注) 2
東京本部	東京都 中央区	0				0	209	賃借 (注) 2
東京本部別館	東京都 中央区	124				124	416	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	15				15	46	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	19				19	125	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	5				5	65	賃借
全店計		1,167	3,434	7,692.98	2,278	6,879	2,004	保有・ 賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 当社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

なお、「第3 設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	260,582,115	260,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	260,582,115	260,582,115		

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 第7回新株予約権(2015年8月24日取締役会決議)

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名
新株予約権の数(個)	1,036 [1,030](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,036,000 [1,030,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり923(注)2
新株予約権の行使期間	2017年10月1日～2020年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,022 資本組入額 511(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。



- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

## 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## 第8回新株予約権(2016年8月22日取締役会決議)

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名
新株予約権の数(個)	1,100 [1,094](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,100,000 [1,094,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり542(注)2
新株予約権の行使期間	2018年10月1日～2023年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 656 資本組入額 328(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。  
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

## 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## 第9回新株予約権(2017年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会社の取締役2名、合計248名
新株予約権の数(個)	1,162 [1,156](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,162,000 [1,156,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり673(注)2
新株予約権の行使期間	2019年10月1日～2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

## 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## 第10回新株予約権(2018年9月20日取締役会決議)

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名
新株予約権の数(個)	1,366 [1,360](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,366,000 [1,360,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり687(注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。  
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

## 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## 第11回新株予約権(2019年8月26日取締役会決議)

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名及び当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
新株予約権の数(個)	1,351(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,351,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり305(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 資本組入額 177(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。



- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。  
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

#### 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

#### 第12回新株予約権

決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人(注)1
新株予約権の数(個)	上限1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 上限1,500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から5年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。  
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。  
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
- イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
  - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

#### 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

## 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

## 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

## その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

## 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年11月10日	10,000,000	270,582,115		36,000		9,000
2019年8月30日	10,000,000	260,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少であります。

## (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		60	41	436	175	38	40,275	41,025	
所有株式数 (単元)		1,060,656	47,325	244,757	337,645	457	913,111	2,603,951	187,015
所有株式数 の割合(%)		40.73	1.82	9.40	12.97	0.02	35.07	100.00	

(注) 1 自己株式12,217,596株は「個人その他」に122,175単元、「単元未満株式の状況」に96株を含めて記載しております。

なお、自己株式12,217,596株は、株主名簿記載上の株式数であり、2020年3月31日現在の実保有残高は12,216,596株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,897,800	5.19
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,287,900	4.54
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	7,283,798	2.93
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	7,280,000	2.93
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.82
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	5,611,890	2.26
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	4,609,100	1.86
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.77
計		77,207,894	31.09

(注) 1 上記のほか、当社が保有しております自己株式12,216,596株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.69%)があります。

- 2 シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、2019年7月18日付(報告義務発生日 2019年7月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、2020年3月31日現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(株)	株券等保有割 合(%)
シュロージャー・インベストメント・マネージメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	6,424,100	2.37
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	5,171,600	1.91
シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、ツー・パシフィック・プレイス 33階	527,900	0.20
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	307,814	0.11

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,216,500		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 248,178,600	2,481,786	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 187,015		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,582,115		
総株主の議決権		2,481,786	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が96株含まれております。

## 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 2 - 5 - 1	12,216,500		12,216,500	4.69
計		12,216,500		12,216,500	4.69

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得

2019年5月20日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月20日)での決議状況 (取得期間2019年6月3日～2019年8月26日)	10,000,000	3,575,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	10,000,000	3,440,347,400
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 2019年5月20日の取締役会において、自己株式の取得方法は、信託方式による市場買付とすることを決議しております。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,229	401,073
当期間における取得自己株式	49	10,840

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	10,000,000	4,332,004,662		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	68	18,948		
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した取得自己株式)	( )	( )	( )	( )
(単元未満株式の買増請求により譲渡した取得自己株式)	(68)	(18,948)	( )	( )
保有自己株式数	12,216,596		12,216,645	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき、普通配当4円とし、中間配当金4円と合わせて8円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は72.5%、連結純資産配当率は1.3%、また、当事業年度の配当性向は18.5%、株主資本配当率は1.8%となりました。

なお、今後の配当政策といたしましても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映したものといたす所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月30日 取締役会決議	993	4.00
2020年6月25日 定時株主総会決議	993	4.00



## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めるとともに、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<http://www.tokai-tokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

#### <コーポレートガバナンス基本方針>

1 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。

当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。

当社は、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果敢な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

#### 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員である取締役が、適法性監査に加え、妥当性監査を行うことによる監査・監督機能の強化、また、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による意思決定の迅速化及び取締役会における議論の深化を目的に、「監査等委員会設置会社」を採用しております。

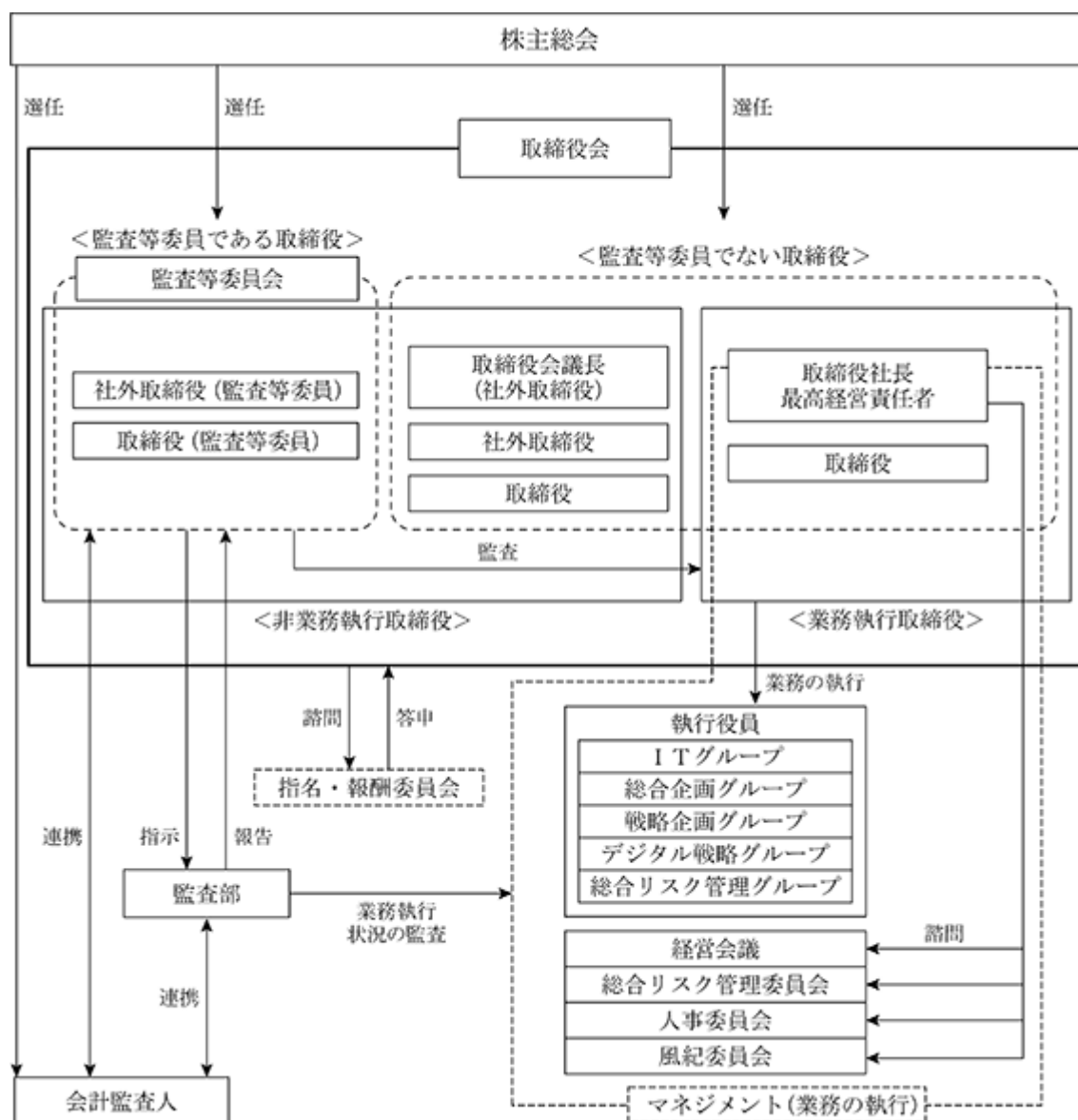
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名(水野一郎(取締役会議長)、藤原洋、井上恵介(監査等委員)、中山恒博(監査等委員)、山崎穰一(監査等委員))及び社内取締役4名(石田建昭、川本公英、佐藤昌孝、大野哲嗣(監査等委員))の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査等委員会は、社内取締役1名(大野哲嗣)、社外取締役3名(井上恵介、中山恒博、山崎穰一)で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は最高経営責任者及びその指名する取締役・執行役員で構成する機関として、会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、コンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

## &lt;コーポレート・ガバナンスの概要図&gt;



## 企業統治に関するその他の事項

## 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

## a 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査等委員会の指示により監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。

- ・関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。最高経営責任者は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

b 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」)により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ・取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。
- ・監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、監査等委員会の指示・命令のもと内部監査を実施し、結果等を監査等委員会に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ・違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン)を整備し、その実効性の確保に努める。
- ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ・当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

c 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ・取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ・取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ・取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を最高経営責任者に委任する。
- ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、最高経営責任者並びにその指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。

- ・取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行を行う。
- e 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。
- f 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。
  - ・業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
  - ・総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- g 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等  
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。
  - ・取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
  - ・監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
  - ・取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
  - ・監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。
- h 監査等委員会への報告等に関する体制  
当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。
  - ・監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
  - ・最高経営責任者は、社内通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン)の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
  - ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
  - ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。
  - ・最高経営責任者及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
  - ・監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

#### コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。また、リスクの管理方針、管理方法及びリスク管理のために必要と認める事項を協議・立案する組織として、総合リスク管理委員会を設置し、その結果を取締役会への報告・提案を行っていきます。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

#### 情報セキュリティ体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

#### 責任限定契約の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 会社の支配に関する基本方針

##### 基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(3)において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値等を確保し、向上させていくためには、下記(2)の企業価値の源泉を維持し、前述の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられなければ、当社グループの企業価値等は損なわれることになります。

##### 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、当社および子会社27社ならびに関連会社12社(2020年4月1日現在)より構成され、金融商品取引業およびその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とするリテール証券業務から投資銀行業務まで幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、中堅・中小の証券会社に金融商品取引業に必要な各種インフラを提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界の新たな時代に向けた重要な戦略として、地域の特性に応じた地域戦略や有力地方銀行との提携合併証券会社を中心としたアライアンス戦略等を推進しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月26日開催の第107期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました（更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を、以下「本プラン」という。）。

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」という。）の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為（(a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。）を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項の採用はいたしません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されています。

さらに、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされています。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもない判断しております。

a 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

b 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

c 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

d 株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第107期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

e 会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

f デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

## 取締役会で決議できる株主総会決議事項

### 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

### 中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

### 取締役の責任免除

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

### 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。



## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長 最高経営 責任者 (CEO)	石 田 建 昭	1946年1月2日生	1968年4月 株式会社東海銀行入行 1992年4月 欧州東海銀行頭取 1994年6月 株式会社東海銀行取締役 1996年6月 同行常務取締役 1998年6月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 2001年4月 欧州東海銀行会長 2002年4月 U F J インターナショナル会長 2003年4月 同社社長 2004年5月 当社顧問 2004年6月 当社代表取締役副社長 2005年3月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)(現任) 2009年4月 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者(CEO) 2019年4月 東海東京証券株式会社取締役(現任)	(注) 3	429,200
代表取締役 副社長 兼 グループ最高情報責任者(グループCIO) 兼 IT グループ担任	川 本 公 英	1956年12月1日生	1980年4月 株式会社東海銀行入行 2000年11月 日本ペリサイン株式会社入社 技術部長 2001年11月 同社システムエンジニアリング部長 2004年4月 当社経営企画部副部長 2004年9月 当社 IT 戦略部長 2006年3月 当社執行役員 事務統括部、システム開発部、IT 戦略部担当兼 IT 戦略部長 2008年4月 当社常務執行役員 IT 戦略推進本部長 2009年4月 当社常務執行役員 総合企画グループ担任 兼総合リスク管理グループ担任 2010年4月 株式会社東海東京投資顧問代表取締役社長 2011年5月 東海東京ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 2012年4月 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 2013年4月 当社専務執行役員 戦略事業グループ担任 2014年4月 浜銀 IT 証券株式会社取締役副社長 2017年4月 東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社取締役副社長 2018年4月 東海東京証券株式会社専務執行役員 オペレーション本部長 2019年4月 当社副社長 総合企画グループ担任 2019年6月 当社代表取締役副社長 総合企画グループ担任 2019年9月 当社代表取締役副社長 2019年10月 当社代表取締役副社長 兼グループ最高情報責任者(グループCIO)兼 IT グループ担任(現任)	(注) 3	53,700

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役副社長 総合企画グループ、 戦略企画グループ、 デジタル戦略グループ 管掌	佐藤 昌 孝	1961年1月30日生	1983年4月 2004年4月 2008年4月 2010年11月 2011年10月 2012年4月 2013年4月 2013年10月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年5月 2020年6月	株式会社東海銀行入行 株式会社U F J 銀行 アセットファイナンス室長 株式会社三菱東京U F J 銀行小牧支社長 東海東京証券株式会社 投資銀行本部長付部長 同社コーポレート・ソリューション部門副担当 同社企業金融本部副本部長 当社総合企画部長 兼 財務企画部長 当社執行役員 総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 兼 財務企画部長 当社執行役員 総合企画グループ副担任 当社常務執行役員 総合企画グループ担任 東海東京証券株式会社常務執行役員 企業金融本部長 同社専務執行役員 リテール営業本部長 同社専務執行役員 リテールカンパニー長 当社専務執行役員 戦略企画グループ担任 当社副社長 総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌 当社取締役副社長 総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌(現任)	(注) 3	31,400
取締役 取締役会 議長	水野 一 郎	1944年3月10日生	1966年4月 1991年5月 1993年10月 1995年5月 1997年6月 2001年6月 2003年4月 2003年6月 2006年4月 2010年6月 2013年6月	三菱商事株式会社入社 同社企業情報部長 同社為替部長 三菱コーポレーション・ファイナンス・ビーエルシー(ロンドン)社長 三菱商事株式会社財務部長 同社執行役員 新機能事業グループCFO 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 同社代表取締役兼副社長執行役員(CFO) 東海東京証券株式会社取締役 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役	藤原 洋	1954年9月26日生	1977年4月 1977年12月 1985年2月 1987年2月 1988年9月 1993年3月 1993年6月 1996年4月 1996年12月 2012年4月 2017年12月 2018年6月 2019年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 日立エンジニアリング株式会社入社 株式会社アスキー入社 株式会社グラフィックス・コミュニケーション・テクノロジーズ出向 取締役 研究開発本部長 米国ベル通信研究所(Bellcore)訪問研究員 株式会社グラフィックス・コミュニケーション・ラボラトリーズ出向 常務取締役 研究開発本部長 株式会社アスキー取締役 慶応義塾大学理工学部 客員教授 株式会社インターネット総合研究所設立 代表取締役所長(現任) 株式会社ブロードバンドタワー代表取締役 会長兼社長CEO(現任) 株式会社チェンジ取締役(現任) 株式会社スカパーJ S A Tホールディングス取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	大野 哲 嗣	1961年2月11日生	1983年4月 1992年12月 1996年8月 2000年7月 2003年7月 2007年4月 2009年4月  2010年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月  2017年4月  2019年4月  2020年5月 2020年6月	丸万証券株式会社入社 株式会社丸万ファイナンス入社 株式会社セントラル・キャピタル入社 当社入社 当社名古屋企業開発部長 当社企業ソリューション推進部長 東海東京証券株式会社 名古屋企業金融部長  同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長 当社総合企画部長 東海東京証券株式会社 東京法人第一部長 同社東京法人部長 当社財務企画部長(東海東京証券株式会社 財務部長を兼任)  2017年4月 当社執行役員 財務企画部長(東海東京証券株式会社執行役員 財務部長を兼任)  2019年4月 当社常務執行役員 総合企画グループ副担当 兼 総合企画部長 当社顧問 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)4	23,000
取締役 (監査等委員)	井上 恵 介	1949年8月6日生	1973年4月 1999年7月 2001年10月 2002年4月 2002年6月  2002年12月  2007年7月  2009年4月 2009年6月 2012年4月 2013年7月 2016年4月 2016年6月 2017年9月	住友生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役嘱常務執行役員 住友ライフ・インベストメント株式会社 代表取締役社長兼CEO  2002年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼CEO  2007年7月 住友生命保険相互会社代表取締役専務執行役員  2009年4月 三井生命保険株式会社副社長執行役員 同社取締役副社長執行役員 住友生命保険相互会社常任顧問 麻布経済研究所代表(現任) 2016年4月 当社非常勤顧問 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2017年9月 カーディフ損害保険株式会社監査役(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	中山 恒 博	1948年1月20日生	1971年4月 1999年6月 2000年9月  2002年4月  2004年4月 2007年4月 2007年5月 2008年11月 2009年3月  2010年7月  2017年6月 2017年7月 2018年6月 2019年6月 2020年6月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 営業第一部長 株式会社みずほホールディングス常務執行役員  2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員  2004年4月 同行取締役副頭取 2007年4月 メリルリンチ日本証券株式会社顧問 2007年5月 同社代表取締役会長 2008年11月 同社代表取締役会長兼社長 2009年3月 同社代表取締役会長兼社長(兼)バンク・オブ・アメリカ・グループ在日代表 2010年7月 メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役会長  2017年6月 同社取締役 2017年7月 同社特別顧問 2018年6月 当社取締役 2019年6月 三井不動産株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	1955年1月9日生	1978年4月 1985年5月 1995年1月 1997年7月 1998年12月 2000年7月 2005年12月 2009年7月 2010年7月 2011年7月 2012年7月 2013年2月 2013年3月 2018年12月 2019年5月 2020年6月	大蔵省入省 理財局国際課課長補佐 在大韓民国日本国大使館参事官 証券局証券市場課公社債市場室長 金融再生委員会事務局金融危機管理課長 主計局主計官(国土交通省、環境省担当) 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 東海財務局長 近畿財務局長 独立行政法人 国立印刷局 理事 税務大学校長 財務省 辞職 農林中央金庫 監事 損害保険ジャパン株式会社 顧問 損保ジャパンDC証券株式会社 常勤監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計						537,300

- (注) 1 水野一郎及び藤原洋の2氏は、社外取締役であります。
- 2 井上恵介、中山恒博及び山崎穰一の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 大野哲嗣、井上恵介、中山恒博及び山崎穰一の4氏の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性48名 女性3名(役員のうち女性の比率5.9%)であります。

#### 社外役員の状況

##### 社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である藤原洋、並びに監査等委員である社外取締役である井上恵介、中山恒博及び山崎穰一の4氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

##### 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門の見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的関係がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が保有する当社株式につきましては、「役員一覧」に記載のとおりです。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、会計監査人との情報の共有及び連携を図っております。また、当社は、監査部に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

監査等委員会は取締役会に先立ち毎月開催されるほか必要に応じて随時開催されます。当事業年度は14回開催されており、各監査等委員の出席状況及び主な決議・報告事項は以下のとおりであります。

氏名	出席回数
岡島 真人	14回 / 14回 (100%)
安田 三洋	14回 / 14回 (100%)
井上 恵介	14回 / 14回 (100%)
乾 文男	14回 / 14回 (100%)

主な決議事項：監査等委員会監査基本方針・監査計画、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査等委員ではない取締役の選任に係る意見及び陳述権行使、監査等委員ではない取締役の報酬等に係る意見の決定及び陳述権の行使、監査等委員会監査報告等

主な報告事項：常勤監査等委員監査実施状況、監査部監査結果報告等

## 内部監査の状況

内部監査につきましては、監査部(6名。その他、東海東京証券株式会社に勤務する従業員5名が当社監査部を兼務しております。)が社内監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告しております。監査部を執行組織から分離し、監査等委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。

(内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

### a 内部監査と監査等委員会監査の連携状況

内部監査を行う監査部は、内部監査機能強化のため従来より執行組織から分離されており、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。監査等委員会は、監査部に対し監査命令及び監査結果等についての報告聴取を行い、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出しております。

### b 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

### c 監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

### d 内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

## 会計監査の状況

### 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 継続監査期間

14年間

### 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 木村充男

指定有限責任社員 平木達也

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名

その他 24名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

### 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、当社グループの事業領域に精通しており、その事業領域に内在するリスクを適切に評価した監査体制を有する監査法人を選定することを方針としております。また、選定の前提条件として、会社法上の欠格事項に該当せず、独立性に問題がないこと、当社グループの監査を行える組織規模を有し、品質管理体制が整備されていること、監査報酬に透明性があることの確認を行うこととしております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の評価を行っております。評価の方法は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(平成29年10月13日)に基づき策定した評価基準(職務遂行状況及び監査体制)、監査法人及び財務担当者への質問書の回答結果をもとに評価を行っております。

#### 監査報酬の内容等

##### 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	43	5	56	5
連結子会社	58	5	42	4
計	101	10	99	9

当社における非監査業務の内容は、統合報告書作成に係るアドバイザー業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

##### 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	1	-	0
連結子会社	18	21	20	17
計	18	22	20	18

当社における非監査業務の内容は、FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)対応に係るアドバイザー業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

##### その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社であるAsia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedは、Ernst & Youngに監査証明業務に基づく報酬として合計で前連結会計年度40千米ドル、当連結会計年度41千米ドルを支払っております。

##### 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

##### 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、前事業年度の監査実績の分析と評価を行い、当事業年度の監査計画に基づく監査体制・監査日数等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社グループの役員報酬等の算定方法の決定に関する方針は下記の通りであります。

1. 証券業を主とした金融グループとして、企業経営において重要となるコーポレート・ガバナンスのあり方の模範となる仕組みのひとつであるとして役員報酬制度を整備し、かつそれを実際に適切に運用する。
2. 企業経営の骨格を担う取締役及び執行役員に対する報酬の決定方法について、株主をはじめとしたステークホルダーに対して、透明性、説明力を備えた仕組みとする。
3. 役員に対して期待される役割、責任をきちんと喚起できるだけでなく、その任に就く役員が経営責任や業務執行責任を担うモチベーションを適切に持つ持たせることができる仕組みとする。
4. グループ各社の事業特性や位置づけを踏まえた形で、個社業績や、役員の貢献に対して適切に報いると同時に、グループ一体となった事業運営を可能とする仕組みとする。

当社は、2016年6月29日開催の第104期定時株主総会において、役員報酬については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの総額を取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額150百万円以内として決議しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長 石田建昭であり、指名・報酬委員会へ諮問したうえで役員報酬制度の策定や個別支給額の決定を行います。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。当事業年度において役員報酬については、以下の通り審議いたしました。

2019年5月 2019年3月期取締役賞与支給の件

2019年6月 2019年3月期取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の件

2019年8月 当社及び子会社の業務執行取締役に対する第11回ストック・オプション付与の件

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。当事業年度の役員報酬については、以下の通り審議・決定しました。

2019年8月 第11回新株予約権の付与対象者決定の件

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成されております。

業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給となっております。

（業績連動報酬の算定方法）

賞与

短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（ROE）をベースとした連結業績に部門及び個人業績評価を加味して算出しております。

なお、経営計画「New Age's, Flag Bearer 5～新時代の旗手～」において、数値目標として自己資本利益率（ROE）の目標値を10%としており、当事業年度における実績値は1.7%であります。

ストック・オプション

株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。なお、ストック・オプション制度の内容については、「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。



## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	110	108	2		4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	20	20			1
社外役員	81	81			6

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のようにしております。すなわち、もっぱら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式として区分し、これ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係により当社の企業価値やプレゼンスの向上に資すると判断できる等、保有の合理性が認められる場合を除き、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しないことを原則としております。また、保有に伴うリスクとリターンが資本コストに見合っているか等についても合理性を精査しております。そして、これらの株式のうち、主要なものについては、保有の合理性を定期的に取り締役会で検証し、検証の結果、保有の合理性が認められないと判断された銘柄については縮減を図ります。

## 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	44	4,529
非上場株式以外の株式	84	4,704

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	5	588	子会社が保有していた4銘柄の取得及び業務提携により1銘柄の取得
非上場株式以外の株式	1	500	業務提携関係の強化を図るため

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	4	12
非上場株式以外の株式	1	204

## 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
国泰君安証券股分有限公司	4,905,400	4,905,400	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため	無
	794	1,213		
株式会社十六銀行	258,100		合併証券会社設立など業務提携関係の強化を図るため当事業年度において取得	有
	486			

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
Kenang Investment Bank Berhad	36,514,799	36,514,799	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため	無
	359	536		
国泰君安国際控股有限公司	24,000,000	24,000,000	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため	無
	343	539		
カネ美食品株式会社	100,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	278	305		
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	431,000	合併証券会社設立など業務提携関係の強化を図るため	有
	263	404		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	574,000	574,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	無
	231	315		
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	110,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	229	210		
名古屋鉄道株式会社	69,000	138,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	209	422		
株式会社中京銀行	89,300	89,300	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	有
	193	202		
株式会社御園座	80,500	80,500	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	173	330		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	51,200	51,200	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	無
	159	203		
東亜建設工業株式会社	100,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	144	159		
株式会社大垣共立銀行	56,400	56,400	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	有
	122	129		
株式会社愛知銀行	34,400	34,400	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	有
	109	118		
名糖産業株式会社	59,300	59,300	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	79	90		
Bao Viet Securities Joint Stock Company	2,000,000	2,000,000	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため	無
	72	122		
株式会社名古屋銀行	23,000	23,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	有
	60	82		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	50,000	50,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	57	78		
株式会社協和エクシオ	20,429	20,429	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	49	62		
株式会社ATグループ	38,000	38,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	43	77		
岡谷鋼機株式会社	5,000	5,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	40	45		
東邦瓦斯株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	34	34		
平和不動産株式会社	12,100	12,100	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	33	25		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	9,500	9,500	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	28	32		
株式会社ノザワ	26,000	26,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	16	19		
日本碍子株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	15	17		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
名工建設株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	10	11		
名港海運株式会社	10,000	10,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	10	11		
セイノーホールディ ングス株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	8	10		
水戸証券株式会社	41,000	41,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	7	8		
株式会社セリア	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	3	3		
愛知電機株式会社	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	3	4		
中部日本放送株式会 社	5,600	5,600	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	2	3		
美濃窯業株式会社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	2	3		
株式会社カノークス	3,000	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	2	2		
前田道路株式会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	2	2		
中央可鍛工業株式会 社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	2	2		
セントラルフォレスト グループ株式会社	1,000		当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため株式を保有 していた株式会社トーカンの持株会社 設立に係る株式移転により当事業年度 に取得	無
	1			
株式会社ニチレイ	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	1	1		
株式会社プレステー ジ・インターナシ ョナル	1,600	800	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	1	1		
株式会社アオキスー パー	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	1	1		
東陽倉庫株式会社	3,000	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	1	0		
株式会社ブロンコピ リー	400	400	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	0	1		
株式会社NITTO H	2,000	2,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	0	0		
シンクレイヤ株式会 社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	0	0		
マルサンアイ株式会 社	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	0	0		
日建工学株式会社	900	900	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	0	0		
名古屋電機工業株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	無
	0	0		
株式会社トーカイ	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける 取引関係の強化を図るため	有
	0	0		

(注) 1 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

3 特定投資株式並びにみなし保有株式の全ての銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位60銘柄について記載しております。

4 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性の検証は、保有の狙い及びリスクとリターンが資本コストに見合っているかの観点から行っております。

5 株式会社プレステージ・インターナショナルの株式の増加は株式分割によるものであります。

## みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱UFJリース株式会社	2,420,000	2,420,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	1,287	1,364		
トヨタ自動車株式会社	141,700	141,700	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	921	919		
小野薬品工業株式会社	300,000	300,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	745	650		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	120,000	120,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	374	477		
株式会社マキタ	100,000	100,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	331	385		
株式会社サンゲツ	95,400	95,400	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	153	191		
日本証券金融株式会社	299,500	299,500	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	147	174		
スズキ株式会社	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	100	191		
中部鋼鉄株式会社	101,000	101,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	62	61		
株式会社メイコー	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	52	67		

(注) みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)
非上場株式			0
非上場株式以外の株式			

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び第108期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2 47,920	2 64,745
預託金	42,030	51,122
顧客分別金信託	41,400	49,300
その他の預託金	630	1,821
トレーディング商品	2 657,524	2 422,351
商品有価証券等	654,224	407,261
デリバティブ取引	3,300	15,090
信用取引資産	49,406	99,267
信用取引貸付金	30,929	25,777
信用取引借証券担保金	18,477	73,489
有価証券担保貸付金	492,858	341,868
借入有価証券担保金	39,663	31,248
現先取引貸付金	453,194	310,620
立替金	3,412	203
短期差入保証金	14,927	2 47,107
短期貸付金	219	2,940
未収収益	2,820	2,666
その他	12,442	11,296
貸倒引当金	30	27
流動資産合計	1,323,532	1,043,541
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1 12,037	1 12,038
建物	4,529	4,231
器具備品	3,738	4,372
土地	3,769	3,434
無形固定資産	5,218	5,370
のれん	1,845	1,619
ソフトウェア	2,456	2,848
電話加入権	36	34
その他	880	867
投資その他の資産	50,288	52,362
投資有価証券	5 42,090	5 45,047
長期差入保証金	4,608	4,112
繰延税金資産	33	252
退職給付に係る資産	2,397	1,783
その他	1,526	1,527
貸倒引当金	366	362
固定資産合計	67,544	69,772
資産合計	1,391,076	1,113,313

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	546,499	341,416
商品有価証券等	540,357	330,161
デリバティブ取引	6,142	11,255
約定見返勘定	15,973	44,102
信用取引負債	11,655	8,943
信用取引借入金	2 9,627	2 6,876
信用取引貸証券受入金	2,028	2,067
有価証券担保借入金	345,299	211,557
有価証券貸借取引受入金	2 17,788	2 12,239
現先取引借入金	2 327,510	2 199,318
預り金	34,723	46,489
受入保証金	9,733	13,692
短期借入金	2 123,967	2 135,680
短期社債	16,000	16,000
1年内償還予定の社債	24,443	21,101
未払法人税等	348	695
賞与引当金	2,016	1,521
その他	7,065	12,305
流動負債合計	1,137,726	853,507
<b>固定負債</b>		
社債	17,573	13,496
長期借入金	68,129	81,909
繰延税金負債	388	55
役員退職慰労引当金	75	63
退職給付に係る負債	191	181
その他	2,073	3,075
固定負債合計	88,431	98,781
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	618	619
特別法上の準備金合計	4 618	4 619
負債合計	1,226,776	952,908
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	28,961	24,587
利益剰余金	100,540	101,276
自己株式	6,183	5,292
株主資本合計	159,318	156,572
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,077	151
為替換算調整勘定	405	390
退職給付に係る調整累計額	1,500	500
その他の包括利益累計額合計	2,172	41
新株予約権	539	478
非支配株主持分	2,268	3,395
純資産合計	164,300	160,404
負債純資産合計	1,391,076	1,113,313



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	28,954	29,172
委託手数料	10,729	12,239
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,247	702
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,951	6,519
その他の受入手数料	10,025	9,710
トレーディング損益	32,179	29,510
金融収益	3,638	3,011
営業収益計	64,772	61,694
金融費用	2,219	1,926
純営業収益	62,553	59,767
販売費及び一般管理費		
取引関係費	11,951	11,386
人件費	1 29,544	1 27,827
不動産関係費	7,845	7,583
事務費	7,994	7,516
減価償却費	2,321	3,226
租税公課	1,273	1,339
その他	2,014	1,711
販売費及び一般管理費合計	62,945	60,591
営業損失( )	391	823
営業外収益		
受取配当金	714	645
受取家賃	500	472
投資事業組合運用益	340	456
その他	157	397
営業外収益合計	1,712	1,971
営業外費用		
持分法による投資損失	61	94
投資事業組合運用損	171	219
為替差損	14	46
その他	140	86
営業外費用合計	388	446
経常利益	932	700

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	2 159
関係会社株式売却益	5	-
投資有価証券売却益	1,519	156
持分変動利益	-	2,054
新株予約権戻入益	138	166
<b>特別利益合計</b>	<b>1,663</b>	<b>2,536</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	-	3 16
減損損失	151	1
投資有価証券売却損	53	49
投資有価証券評価損	257	121
特別退職金	598	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	6	0
<b>特別損失合計</b>	<b>1,067</b>	<b>188</b>
税金等調整前当期純利益	1,528	3,049
法人税、住民税及び事業税	605	273
過年度法人税等	141	46
法人税等調整額	88	60
法人税等合計	375	287
<b>当期純利益</b>	<b>1,152</b>	<b>2,762</b>
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	72	0
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>1,079</b>	<b>2,763</b>

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	1,152	2,762
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,389	1,190
為替換算調整勘定	237	18
退職給付に係る調整額	1,187	947
持分法適用会社に対する持分相当額	108	95
その他の包括利益合計	1 2,924	1 2,214
包括利益	1,771	547
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,844	548
非支配株主に係る包括利益	72	0

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	28,958	108,761	6,188	167,531
当期変動額					
剰余金の配当			9,300		9,300
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,079		1,079
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		2		6	9
自己株式の消却					-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2	8,220	4	8,213
当期末残高	36,000	28,961	100,540	6,183	159,318

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,519	168	2,745	5,097	556	1,664	174,849
当期変動額							
剰余金の配当							9,300
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,079
自己株式の取得							1
自己株式の処分							9
自己株式の消却							-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,442	237	1,244	2,924	16	604	2,335
当期変動額合計	1,442	237	1,244	2,924	16	604	10,549
当期末残高	1,077	405	1,500	2,172	539	2,268	164,300

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	28,961	100,540	6,183	159,318
当期変動額					
剰余金の配当			2,026		2,026
親会社株主に帰属する当期純利益			2,763		2,763
自己株式の取得				3,440	3,440
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		4,332		4,332	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		42			42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	4,374	736	891	2,746
当期末残高	36,000	24,587	101,276	5,292	156,572

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,077	405	1,500	2,172	539	2,268	164,300
当期変動額							
剰余金の配当							2,026
親会社株主に帰属する当期純利益							2,763
自己株式の取得							3,440
自己株式の処分							0
自己株式の消却							-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,228	15	1,000	2,214	61	1,127	1,148
当期変動額合計	1,228	15	1,000	2,214	61	1,127	3,895
当期末残高	151	390	500	41	478	3,395	160,404

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,528	3,049
減価償却費	2,321	3,226
のれん償却額	244	252
持分法による投資損益(は益)	61	94
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	641	815
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	11	11
貸倒引当金の増減額(は減少)	39	7
受取利息及び受取配当金	6,252	3,657
支払利息	2,219	1,926
減損損失	151	1
固定資産売却損益(は益)	-	143
投資有価証券売却損益(は益)	1,466	107
投資有価証券評価損益(は益)	257	121
持分変動損益(は益)	-	2,054
新株予約権戻入益	138	166
特別退職金	598	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	3,599	8,507
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	270,026	235,187
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	264,790	205,083
信用取引資産の増減額(は増加)	7,890	50,106
信用取引負債の増減額(は減少)	7,757	2,711
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	203,740	150,989
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	147,760	133,529
預り金の増減額(は減少)	1,017	12,368
受入保証金の増減額(は減少)	3,061	4,034
その他の資産の増減額(は増加)	862	29,998
その他の負債の増減額(は減少)	7,453	34,548
小計	71,020	8,899
利息及び配当金の受取額	5,377	3,875
利息の支払額	2,066	2,061
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,041	231
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,750	10,945

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,790	1,207
有形固定資産の売却による収入	-	452
無形固定資産の取得による支出	1,124	1,381
投資有価証券の取得による支出	2,928	14,391
投資有価証券の売却による収入	5,327	12,393
関係会社株式の取得による支出	5,039	45
関係会社株式の売却による収入	52	-
差入保証金の差入による支出	1,588	242
差入保証金の回収による収入	139	597
その他	663	2,861
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,615	6,686
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	42,144	5,016
長期借入れによる収入	10,200	26,600
長期借入金の返済による支出	3,925	6,121
短期社債の発行による収入	74,000	72,500
短期社債の償還による支出	70,000	72,500
社債の発行による収入	38,724	34,582
社債の償還による支出	42,492	42,047
ストックオプションの行使による収入	7	-
自己株式の取得による支出	-	3,440
自己株式の純増減額（ は増加）	1	0
配当金の支払額	9,299	2,016
非支配株主からの払込みによる収入	540	6,324
非支配株主への配当金の支払額	8	7
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	77
その他	194	584
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,695	18,227
現金及び現金同等物に係る換算差額	258	11
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	42,929	22,474
現金及び現金同等物の期首残高	89,204	46,274
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	-	5,547
現金及び現金同等物の期末残高	1 46,274	1 63,201

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 27社(当連結会計年度末現在)

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、新規連結により3社を連結の範囲に含めております。

また、持分法適用関連会社へ変更した1社及び吸収合併により消滅した1社を連結の範囲から除外しておりません。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社数 12社(当連結会計年度末現在)

主要な持分法を適用した関連会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、連結の範囲から除外した1社及び実質的な影響力を持った1社を持分法の適用範囲に含めております。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。また、ピナクル株式会社、M2キャピタル株式会社の2社の決算日は8月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、他の14社は3月31日であります。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。



## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

## 無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

## 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

## 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。

## (5) 特別法上の準備金の計上基準

## 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

## (6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

国際財務報告基準第16号「リース」の適用

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。

なお、当該会計基準の適用が当連結会計年度の連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度より、当社グループが発行する社債に含まれるデリバティブ損益について、従来「金融収益」及び「金融費用」に計上しておりましたが、「トレーディング損益」として表示する方法に変更いたしました。この変更は、ビジネスモデルの多様化に伴い、当社グループが発行する社債に含まれるデリバティブ取引の金額的重要性が増したことから、当社グループの営業活動の実態をより適切に表示するために行うものであります。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「金融収益」に表示しておりました1,899百万円を「トレーディング損益」として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「和解金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「和解金」88百万円、「その他」51百万円は、「その他」140百万円として組み替えております。

(追加情報)

連結子会社間の会社分割及び連結子会社の第三者割当増資並びに連結範囲の変更

当社は、2019年1月30日付の取締役会決議に基づき株式会社十六銀行と、当社完全子会社の東海東京証券株式会社と十六TT証券株式会社の間で、東海東京証券株式会社の岐阜県内の4拠点における事業(一部のお客さま並びに業務及び商品に係る事業を除く)を会社分割の方法により、十六TT証券株式会社に承継することとする吸収分割契約の締結に合意し、2019年6月3日に会社分割が行われました。

なお、十六TT証券株式会社は、2019年6月3日付の第三者割当増資によって株式会社十六銀行より出資を受け、当社の連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)しております。

## 1. 取引の目的及び概要

## (1) 業務提携

当社グループは、2017年4月より、経営計画「New Age's, Flag Bearer 5 ~新時代の旗手~」を開始しており、お客さまのニーズの多様化や高度化、あるいはFinTechやAIなどデジタル金融サービスの浸透などのビジネス環境の急激な変化に対応し、先進的な「総合金融グループ」への進化をめざしております。

株式会社十六銀行は、2017年4月より、第14次中期経営計画「All For Your Smile こころにひびくサービスを~2nd Stage~」を開始しており、「お客さまから必要とされ、お客さまとともに成長する金融グループ」を目指し、「エンゲージメント1st」を行動基軸として、お客さま及び地域経済の成長への貢献と、地域を支えるための安定性・永続性のある収益構造が好循環するビジネスモデルへの変革を図っております。

両社は、こうした取組みを進める中で、東海地域を地盤とする両社が提携を行うことにより、対等なビジネスパートナーとして相互にその業務をサポートし、営業基盤の強化を図るとともに、地域貢献に資する取組みを推進することが可能になると考えております。

両社は、2018年3月23日に基本合意した包括的業務提携の第一弾として、お互いの強みを融合した合併証券会社の設立について具体的に検討し、2019年1月30日に合意のうえ、2019年6月3日に十六TT証券株式会社が開業しました。

## (2) 会社分割

東海東京証券株式会社を分割会社とし、十六TT証券株式会社を承継会社とする分割型吸収分割方式。

## (3) 第三者割当増資

当社と株式会社十六銀行は、前記の会社分割後、直ちに十六TT証券株式会社が実施する第三者割当増資を株式会社十六銀行が全額引受けることにより、十六TT証券株式会社を両社の合併会社(株式会社十六銀行60%出資、当社40%出資)としました。

## 2. 会社分割の概要

## (1) 会社分割の効力発生日

2019年6月3日

## (2) 分割又は承継した資産、負債の項目及び金額(百万円未満は四捨五入)

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	3	信用取引負債	245
顧客分別金信託	607	預り金	565
信用取引資産	245	その他	42
未収収益、その他	3	流動負債合計	854
流動資産合計	860	その他	0
有形固定資産	94	固定負債合計	0
無形固定資産	1		
投資その他の資産	37		
固定資産合計	133		
合計	993	合計	854

(3) 分割対価の内容

本会社分割に際して、承継会社である十六TT証券株式会社は、普通株式3,500株を発行し、会社分割の効力発生日に東海東京証券株式会社に交付しました。また、東海東京証券株式会社は同日、当社に対し当該株式を配当として交付しました。

3. 第三者割当増資の概要

(1) 募集又は割当方法

第三者割当

(2) 発行新株式数

普通株式 5,400株

(3) 発行価額

1株につき 1百万円

(4) 発行価額の総額 5,465百万円

(5) 資本組入額 増加する資本の額 2,950百万円

増加する資本準備金の額 2,515百万円

(6) 払込期日 2019年6月3日

4. 連結範囲の変更

当社は、前記の第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、2019年6月に十六TT証券株式会社を連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)し、持分変動利益(特別利益)として2,054百万円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	9,082百万円	8,159百万円

## 2 担保に供している資産

前連結会計年度(2019年3月31日)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレー ディング商品 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	9,627	-	570	570
有価証券貸借取引受入金	17,788	-	-	-
現先取引借入金	327,510	-	282,961	282,961
短期借入金	80,400	11	114,438	114,450
金融機関借入金	80,000	11	114,008	114,020
証券金融会社借入金	400	-	430	430
計	435,326	11	397,970	397,981

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券6,405百万円、短期借入有価証券81,276百万円、受入保証金  
代用有価証券147百万円を担保として差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として、ト  
レーディング商品15百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレー ディング商品 (百万円)	短期差入 保証金 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	6,876	-	570	21,100	21,670
有価証券貸借取引受入金	12,239	-	-	-	-
現先取引借入金	199,318	-	172,781	-	172,781
短期借入金	80,400	1,000	120,201	-	121,202
金融機関借入金	80,000	1,000	119,771	-	120,772
証券金融会社借入金	400	-	430	-	430
計	298,834	1,000	293,552	21,100	315,653

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券1,131百万円、短期借入有価証券72,390百万円を担保として  
差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として、短期差入保証金15百万円を差入れており  
ます。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

## 3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

## (1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
信用取引貸証券	2,110百万円	2,070百万円
信用取引借入金の本担保証券	9,481	6,523
短期貸付有価証券	18,896	12,612
現先取引で売却した有価証券	328,131	198,937
差入保証金代用有価証券	11,451	4,248

## (2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
信用取引借証券	18,109百万円	71,470百万円
信用取引貸付金の本担保証券	28,347	20,251
短期借入有価証券	53,100	44,041
現先取引で買い付けた有価証券	454,197	310,252
受入証拠金代用有価証券	10,565	13,670
受入保証金代用有価証券	27,818	23,756
その他	1,050	1,111

## 4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

## 金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

## 5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	26,254百万円	28,311百万円



(連結損益計算書関係)

## 1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入れ	2,016百万円	1,546百万円
退職給付費用	174	81
役員退職慰労引当金繰入れ	68	40

## 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び土地	- 百万円	139百万円
器具備品	-	17
その他(投資その他の資産)	-	2
計	- 百万円	159百万円

## 3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他(投資その他の資産)	- 百万円	16百万円

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,016百万円	1,117百万円
組替調整額	980	264
税効果調整前	1,997	1,382
税効果額	607	192
その他有価証券評価差額金	1,389	1,190
為替換算調整勘定		
当期発生額	237	18
組替調整額	-	-
税効果調整前	237	18
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	237	18
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,334	783
組替調整額	377	582
税効果調整前	1,712	1,366
税効果額	524	418
退職給付に係る調整額	1,187	947
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	108	95
その他の包括利益合計	2,924	2,214

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	270,582,115	-	-	270,582,115

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,225,394	2,136	12,095	12,215,435

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した12,000株及び単元未満株式の買増請求による95株であります。

## 3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	539
合計		539

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,200	24.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	3,100	12.00	2018年9月30日	2018年11月22日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,033	4.00	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	270,582,115	-	10,000,000	260,582,115

(注) 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却(2019年8月30日)による減少であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,215,435	10,001,229	10,000,068	12,216,596

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、定款の規定に基づく取締役会決議(2019年5月20日)による自己株式の取得10,000,000株及び単元未満株式の買取請求による1,229株であります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却(2019年8月30日)10,000,000株及び単元未満株式の買増請求による68株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	478
合計		478

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,033	4.00	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	993	4.00	2019年9月30日	2019年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	993	4.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	47,920百万円	64,745百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,646	1,544
現金及び現金同等物	46,274	63,201

(リース取引関係)

## 1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,711百万円	1,647百万円
1年超	4,799百万円	3,152百万円
合計	6,510百万円	4,799百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取り組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。更に、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場・信用リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署(以下、「リスク管理部署」という。)が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

なお、東海東京証券株式会社以外のグループ各社におきましても、適切なリスク・コントロールに努めております。

#### 市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づきトレーディング業務につきまして、市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、全社マーケット関連リスク上限を取締役会で設定しております。更に、その上限の範囲内で、市場・信用リスク委員会におきまして、自己ポジションを保有する所管部署ごとに、各所管部署ごとの予算・収益状況を勘案しつつVaR(バリュー・アット・リスク)ベースのポジション枠を設定して市場リスクを制限し、また、所管部署ごとに期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止するとともに、社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対する市場リスクの管理手法としましては、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(信頼区間99%、保有期間10日、観測期間750日)による管理を採用し、VaRに加えてストレス値(保有期間1日及び10日、観測期間750日)も計測するとともに、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的を実施しております。更に、ストレステストについては、商品や格付けのシナリオに応じたストレステストも定期的を実施しております。

また、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署につきましては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。

設定・配分された所管部署ごとのリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。更に、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	499百万円	550百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### 信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。更に、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、あるいは東海東京証券株式会社の自己資本等を勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行ってまいります。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求などの保全手段の確保等の対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。更に、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、資金繰り管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに資金繰りの状況を正確に把握し、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格等に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。



## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	47,920	47,920	-
(2) 預託金	42,030	42,030	-
(3) 商品有価証券等(資産)	654,224	654,224	-
(4) 信用取引資産	49,406	49,406	-
(5) 有価証券担保貸付金	492,858	492,858	-
(6) 短期差入保証金	14,927	14,927	-
(7) 有価証券及び投資有価証券	5,952	5,952	-
資産計	1,307,320	1,307,320	-
(1) 商品有価証券等(負債)	540,357	540,357	-
(2) 約定見返勘定	15,973	15,973	-
(3) 信用取引負債	11,655	11,655	-
(4) 有価証券担保借入金	345,299	345,299	-
(5) 預り金	34,723	34,723	-
(6) 受入保証金	9,733	9,733	-
(7) 短期借入金	123,967	123,967	-
(8) 短期社債	16,000	16,000	-
(9) 1年内償還予定の社債	24,443	24,443	-
(10) 社債	17,573	17,651	77
(11) 長期借入金	68,129	68,614	484
負債計	1,207,857	1,208,419	562
デリバティブ取引(資産)	6,469	6,469	-
デリバティブ取引(負債)	6,331	6,331	-
デリバティブ取引計	12,801	12,801	-

(\*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

## (7)有価証券及び投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

## 負 債

## (1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

## (2) 約定見返勘定～(9) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (10) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (11) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		26,254
その他有価証券	株式(非上場)	4,340
	その他	5,543
合計		36,138

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,004	-	-	-
合計	4,004	-	-	-

## 4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	9,627	-	-	-	-	-
有価証券貸借取引受入金	17,788	-	-	-	-	-
短期借入金	123,967	-	-	-	-	-
短期社債	16,000	-	-	-	-	-
社債	24,443	5,363	665	135	105	11,305
長期借入金	-	10,020	4,209	-	18,000	35,900
合計	191,826	15,384	4,874	135	18,105	47,205

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	64,745	64,745	-
(2) 預託金	51,122	51,122	-
(3) 商品有価証券等(資産)	407,261	407,261	-
(4) 信用取引資産	99,267	99,267	-
(5) 有価証券担保貸付金	341,868	341,868	-
(6) 短期差入保証金	47,107	47,107	-
(7) 有価証券及び投資有価証券	4,704	4,704	-
資産計	1,016,077	1,016,077	-
(1) 商品有価証券等(負債)	330,161	330,161	-
(2) 約定見返勘定	44,102	44,102	-
(3) 信用取引負債	8,943	8,943	-
(4) 有価証券担保借入金	211,557	211,557	-
(5) 預り金	46,489	46,489	-
(6) 受入保証金	13,692	13,692	-
(7) 短期借入金	135,680	135,680	-
(8) 短期社債	16,000	16,000	-
(9) 1年内償還予定の社債	21,101	21,101	-
(10) 社債	13,496	13,549	52
(11) 長期借入金	81,909	82,185	276
負債計	923,135	923,465	329
デリバティブ取引(資産)	18,613	18,613	-
デリバティブ取引(負債)	11,437	11,437	-
デリバティブ取引計	30,051	30,051	-

(\*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)有価証券及び投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

## 負 債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(9)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (10)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (11)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		28,311
その他有価証券	株式(非上場)	5,455
	その他	6,576
合計		40,343

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,881	-	-	-
合計	3,881	-	-	-

## 4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	6,876	-	-	-	-	-
有価証券貸借取引受入金	12,239	-	-	-	-	-
短期借入金	135,680	-	-	-	-	-
短期社債	16,000	-	-	-	-	-
社債	21,101	4,681	2,005	105	5	6,700
長期借入金	-	4,509	-	18,000	3,500	55,900
合計	191,898	9,190	2,005	18,105	3,505	62,600

(有価証券関係)

## 1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(2019年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	34,673	275	26,734	1
債券	582,327	3,023	513,622	3,312
受益証券等	37,223	3,281	0	0

当連結会計年度(2020年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	8,012	350	64,895	340
債券	360,713	2,932	264,885	1,607
受益証券等	38,535	1,915	380	19

## 2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

## 3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	3,958	2,877	1,080
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	1	1	0
	小計	3,959	2,878	1,080
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,993	2,543	549
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,993	2,543	549
合計	5,952	5,422	530	

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	1,211	731	480
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,211	731	480
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	3,492	4,840	1,347
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	3,492	4,840	1,347
合計	4,704	5,571	867	

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

## 4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4,886	1,519	53
債券	-	-	-
その他	440	-	-
合計	5,327	1,519	53

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	324	108	48
債券	-	-	-
その他	12,069	48	0
合計	12,393	156	49

## 5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について257百万円(その他有価証券の株式257百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について121百万円(その他有価証券の株式121百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	45,645	-	52	52
	買建	30,095	-	11	11
	通貨オプション取引				
	売建	110,848	88,520	6,258	1,378
	買建	96,867	69,785	3,752	1,063
	通貨スワップ取引	42,979	35,034	676	676

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	42,813	-	68	68
	買建	40,043	-	109	109
	通貨オプション取引				
	売建	225,997	127,871	9,842	347
	買建	181,803	99,275	5,530	1,145
	通貨スワップ取引	77,592	66,085	769	769

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。



## (2) 金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	133,052	-	186	186
	買建	133,071	-	230	230
	債券先物取引				
	売建	21,601	-	135	135
	買建	147,293	-	204	204
	債券先物オプション取引				
	売建	-	-	-	-
買建	29,035	-	16	0	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	87,190	78,077	1,764	1,764
	支払固定・受取変動	94,785	72,935	1,558	1,558
	受取変動・支払変動	56,450	56,450	142	142
	受取固定・支払固定	12,500	12,500	185	185
	キャップフロア取引				
	売建	5,000	5,000	4	201
	買建	4,000	4,000	1	56
	スワップション取引				
	売建	52,000	52,000	726	224
	買建	-	-	-	-

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	債券先物取引				
	売建	23,784	-	53	53
	買建	27,726	-	8	8
	債券先物オプション取引				
	売建	50	-	16	34
買建	58	-	14	43	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	215,172	203,504	3,442	3,442
	支払固定・受取変動	210,292	202,741	983	983
	受取変動・支払変動	88,950	84,950	63	63
	受取固定・支払固定	12,500	12,500	88	88
	キャップフロア取引				
	売建	5,000	5,000	1	204
	買建	4,000	4,000	0	57
	スワップション取引				
	売建	78,500	78,500	1,416	77
	買建	-	-	-	-

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

## (3) 株式関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	18,880	-	31	31
	買建	10,679	-	52	52
	株価指数オプション取引				
	売建	60,152	8,375	936	87
	買建	69,697	5,550	541	96
	株券オプション取引				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	6,020	-	87	59
	株券店頭オプション取引				
	売建	5,411	1,754	486	28
	買建	6,759	-	225	8
	エクイティスワップ取引	12,850	6,540	2,738	2,738

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	8,657	-	49	49
	買建	71,287	-	6,362	6,362
	株価指数オプション取引				
	売建	74,271	6,825	3,193	966
	買建	51,538	4,350	2,798	967
	株券オプション取引				
	売建	-	-	-	-
買建	5	-	0	0	
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	2,305	-	247	230
	株券店頭オプション取引				
	売建	10,785	1,165	1,553	657
	買建	37,350	-	1,561	460
	エクイティスワップ取引	12,287	6,320	3,031	3,031

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

## (4) 時価算定方法

内規による時価算定基準によっており、主な算定方法は以下のとおりです。

種類	算定方法
株券オプション取引、 株価指数オプション取引、 債券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
株価指数先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
金利先物取引	金融商品取引所又は外国金融商品取引所が定める清算価格又はこれに準ずる価格
債券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
株券店頭オプション取引、 特約付株券消費貸借取引、 エクイティスワップ取引	金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値
通貨オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
金利スワップ取引、 キャップフロア取引、 通貨スワップ取引、 スワップション取引	スワップレート、ボラティリティー等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額、ただし、一定の条件の下に金銭の相互支払が発生あるいは消滅するような取引は、受払いネットの金額の確率分布を勘案した将来価値を現在価値に割引く方法で算出した額

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,602 百万円	11,814 百万円
勤務費用	615	587
利息費用	107	109
数理計算上の差異の発生額	461	57
退職給付の支払額	972	1,073
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	11,814	11,495

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	15,144 百万円	14,211 百万円
期待運用収益	224	241
数理計算上の差異の発生額	873	726
事業主からの拠出額	688	626
退職給付の支払額	972	1,073
年金資産の期末残高	14,211	13,278

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,814 百万円	11,495 百万円
年金資産	14,211	13,278
	2,397	1,783
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,397	1,783
退職給付に係る負債	- 百万円	- 百万円
退職給付に係る資産	2,397	1,783
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,397	1,783

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	615 百万円	587 百万円
利息費用	107	109
期待運用収益	224	241
数理計算上の差異の費用処理額	326	531
過去勤務費用の費用処理額	50	50
確定給付制度に係る退職給付費用	120	126

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	50 百万円	50 百万円
数理計算上の差異	1,661	1,315
合計	1,712	1,366

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	89 百万円	38 百万円
未認識数理計算上の差異	2,066	751
合計	2,155	789

## (7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	53.02%	51.00%
債券	29.44	31.02
一般勘定	11.42	12.92
その他	6.12	5.06
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は32.92%、当連結会計年度は32.52%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.93%	0.93%
長期期待運用収益率	1.43%	1.69%
予想昇給率	5.40%	4.70%

## 3 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	208 百万円	191 百万円
退職給付費用	53	44
退職給付の支払額	70	54
制度への拠出額	-	-
連結範囲の変更による減少	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	191	181

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	191	181
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	191	181
退職給付に係る負債	191 百万円	181 百万円
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	191	181

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 53百万円 当連結会計年度 44百万円

## 4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度584百万円、当連結会計年度574百万円であります。

## (ストック・オプション等関係)

## 1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の人件費	130百万円	108百万円

## 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	138百万円	166百万円

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与39名、従業員181名及び当社子会社の取締役2名、合計225名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,092,000株	普通株式 1,092,000株
付与日	2014年9月5日	2015年9月4日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2014年9月5日～2016年9月30日	2015年9月4日～2017年9月30日
権利行使期間	2016年10月1日～2019年9月30日	2017年10月1日～2020年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会社の取締役2名、合計248名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,156,000株	普通株式 1,216,000株
付与日	2016年9月6日	2017年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2016年9月6日～2018年9月30日	2017年9月6日～2019年9月30日
権利行使期間	2018年10月1日～2023年9月30日	2019年10月1日～2024年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名、当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,412,000株	普通株式 1,359,000株
付与日	2018年9月28日	2019年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2018年9月28日～2020年9月30日	2019年9月6日～2021年9月30日
権利行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日	2021年10月1日～2026年9月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 第6回新株予約権は、当連結会計年度末までに行使期間を終了しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,031,000	1,044,000
権利確定		
権利行使		
失効	1,031,000	8,000
未行使残		1,036,000



会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		1,190,000
付与		
失効		24,000
権利確定		1,166,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,108,000	
権利確定		1,166,000
権利行使		
失効	8,000	4,000
未行使残	1,100,000	1,162,000

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,408,000	
付与		1,359,000
失効	42,000	8,000
権利確定		
未確定残	1,366,000	1,351,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

## 単価情報

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	816	923
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	162.12	99.31

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	542	673
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	113.52	110.13

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	687	305
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	96.48	47.56

(注)第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、時価を下回る価額で当社の保有する当社の普通株式の処分を行ったことに伴い、新株予約権の権利行使価格が調整されております。なお、条件決定日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

#### 4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第11回新株予約権	
株価変動性	(注) 1	33.26%
予想残存期間	(注) 2	4.57年
予想配当	(注) 3	27円 / 株
無リスク利率	(注) 4	0.00%

(注) 1 2015年2月12日から2019年9月6日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 2018年3月期から2019年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

#### 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	121百万円	119百万円
未払事業税	24	162
賞与引当金	616	465
退職給付に係る負債	568	736
役員退職慰労引当金	35	46
金融商品取引責任準備金	188	188
有価証券評価減	90	108
減損損失	274	41
連結納税加入時資産時価評価差額	0	-
減価償却超過額	563	47
その他	1,429	1,338
繰延税金資産小計	3,911百万円	3,256百万円
評価性引当額(注)	1,540	906
繰延税金資産合計	2,371百万円	2,349百万円
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	552百万円	282百万円
その他	2,174	1,870
繰延税金負債合計	2,726百万円	2,152百万円
繰延税金資産純額	355百万円	196百万円

(注) 評価性引当額が633百万円減少しております。この減少の主な要因は、減損損失に係る評価性引当額を230百万円、減価償却超過額に係る評価性引当額を192百万円、未払費用に係る評価性引当額を71百万円、資産除去債務に係る評価性引当額を70百万円、ゴルフ会員権評価減に係る評価性引当額を52百万円認識しなくなったことによるものであります。

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.63%	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	15.38	6.47
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	153.42	104.45
住民税均等割額	6.48	2.77
持分変動利益	-	20.64
持分法による投資利益	1.24	0.94
のれん償却額	4.91	-
評価性引当額の増減額	46.66	10.49
連結の未実現利益調整額等	148.65	101.74
海外子会社等に係る課税留保金額	7.47	5.28
過年度法人税等	9.23	1.53
その他	0.68	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.59%	9.41%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社間の合併

当社は、2019年3月1日開催の取締役会において、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社と高木証券株式会社について、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をすることを決議し、合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名 称：東海東京証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

(消滅会社)

名 称：高木証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

企業結合日

2019年9月1日

企業結合の形式

東海東京証券株式会社を存続会社、高木証券株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

東海東京証券株式会社

取引の概要に関する事項

異業種を母体とする証券会社の参入等による競争激化やマーケット動向を含む証券業界を取り巻く環境の変化から、顧客サービスの更なる向上及び当社グループの企業価値の維持・向上を効果的に追求することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	625円05銭	630円24銭
1株当たり当期純利益	4円18銭	11円04銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	4円18銭	- 銭

(注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	164,300	160,404
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,808	3,874
(うち新株予約権)	(539)	(478)
(うち非支配株主持分)	(2,268)	(3,395)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	161,491	156,530
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	258,366,680	248,365,519

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,079	2,763
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,079	2,763
普通株式の期中平均株式数(株)	258,361,178	250,174,790
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	98,611	-
(うち新株予約権)(株)	(98,611)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権(新株予約権の数1,031個)、第7回新株予約権(新株予約権の数1,044個)、第8回新株予約権(新株予約権の数1,108個)、第9回新株予約権(新株予約権の数1,190個)及び第10回新株予約権(新株予約権の数1,408個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(新株予約権の数1,036個)、第8回新株予約権(新株予約権の数1,100個)、第9回新株予約権(新株予約権の数1,162個)、第10回新株予約権(新株予約権の数1,366個)及び第11回新株予約権(新株予約権の数1,351個)、の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	2019年 1月15日 ～ 2020年 3月30日	16,000	16,000 (16,000)	0.05 ～ 0.07	無担保社債	2019年 4月15日 ～ 2020年 6月30日
	普通社債	2016年 10月26日 ～ 2020年 3月30日	22,094	16,726 (13,626) [1,000千 米ドル]	0.05 ～ 2.85	無担保社債	2019年 4月16日 ～ 2026年 12月29日
	他社株転 換条項付 社債	2017年 11月21日 ～ 2020年 3月25日	9,720	12,147 (5,967)	0.10 ～ 19.10	無担保社債	2019年 5月24日 ～ 2023年 3月27日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	2016年 12月13日 ～ 2018年 7月12日	700	700	0.40 ～ 0.81	無担保社債	2026年 12月14日 ～ 2038年 7月13日
	コーラ ブル債	2016年 3月23日 ～ 2020年 1月9日	7,200	2,800 (200)	0.51 ～ 1.70	無担保社債	2019年 7月16日 ～ 2040年 1月10日
	デュアル カレン シー債	2015年 1月13日 ～ 2019年 9月24日	1,072	1,808 (1,291) [87,980千 トルコリラ]	0.15 ～ 8.60	無担保社債	2019年 9月19日 ～ 2025年 1月14日
	フ ロー ター債	2016年 12月8日	400	400	0.55	無担保社債	2026年 12月9日
	指数参照 債	2018年 11月27日 ～ 2019年 4月16日	790	-	0.95 ～ 7.40	無担保社債	2019年 5月7日 ～ 2020年 1月20日
株式会社 E T E R N A L	普通社債	2016年 9月26日	40	16 (16)	1.45	無担保社債	2020年 9月26日
合計			58,016	50,598 (37,101)			

(注) 1 「当期末残高」のうち( )内は、1年内償還予定の金額であります。

2 「当期末残高」のうち[ ]内は、外貨建ての金額であります。

3 当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は72,500百万円であり、当連結会計年度中に償還した総額は72,500百万円であります。

4 当連結会計年度中に発行した社債の総額は34,582百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は42,047百万円であります。

5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
37,101	4,681	2,005	105	5

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	120,645	125,660	0.14	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,321	10,020	0.47	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	68,129	81,909	0.56	2021年7月10日 2040年1月31日
其他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	9,627	6,876	0.60	
有価証券貸借取引受入金	17,788	12,239		
現先取引借入金	327,510	199,318		
合計	547,023	436,024		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
4,509	-	18,000	3,500

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	13,482	28,638	46,304	61,694
税金等調整前四半期 (当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失( ) (百万円)	480	293	2,300	3,049
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	256	644	2,506	2,763
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	1.00	2.56	10.00	11.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	1.00	1.56	7.50	1.03

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,662	14,364
立替金	33	19
短期貸付金	2 53,581	2 50,592
前払金	2 73	2 38
前払費用	2 339	2 350
未収入金	2 3,580	2 495
未収還付法人税等	2,818	2,533
未収収益	2 596	2 431
デリバティブ債権	2 3,323	2 3,637
流動資産合計	69,009	72,462
固定資産		
有形固定資産	4,368	3,841
建物	2,559	2,352
構築物	27	25
工具、器具及び備品	1,781	1,463
土地	0	0
無形固定資産	18	290
ソフトウェア	15	41
その他	3	249
投資その他の資産	136,984	127,522
投資有価証券	9,842	9,235
関係会社株式	100,496	91,448
その他の関係会社有価証券	204	226
関係会社長期貸付金	21,071	20,853
従業員に対する長期貸付金	16	13
長期差入保証金	2 2,016	2 1,942
長期前払費用	56	47
前払年金費用	1,682	2,001
繰延税金資産	1,091	1,247
その他	690	690
貸倒引当金	184	185
固定資産合計	141,371	131,654
資産合計	210,380	204,117

(単位：百万円)

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期社債	16,000	16,000
1年内償還予定の社債	2 24,419	2 21,085
未払金	2 2,518	2 1,096
未払法人税等	170	155
未払費用	2 1,035	2 879
預り金	2 11,693	2 204
前受金	32	24
前受収益	2 340	2 339
賞与引当金	240	137
デリバティブ債務	2 3,358	2 3,740
<b>流動負債合計</b>	<b>59,809</b>	<b>43,663</b>
<b>固定負債</b>		
社債	17,557	13,496
長期借入金	25,700	35,700
退職給付引当金	191	181
資産除去債務	236	238
その他	2 735	2 735
<b>固定負債合計</b>	<b>44,420</b>	<b>50,351</b>
<b>負債合計</b>	<b>104,229</b>	<b>94,014</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	36,000	36,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	19,712	15,380
<b>資本剰余金合計</b>	<b>28,712</b>	<b>24,380</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	19,722	28,492
<b>利益剰余金合計</b>	<b>46,512</b>	<b>55,281</b>
自己株式	6,183	5,292
<b>株主資本合計</b>	<b>105,041</b>	<b>110,369</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	569	745
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>569</b>	<b>745</b>
新株予約権	539	478
<b>純資産合計</b>	<b>106,151</b>	<b>110,103</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>210,380</b>	<b>204,117</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第107期 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	第108期 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	7,417	10,128
関係会社貸付金利息	1,450	1,282
経営指導料	6,501	6,501
金融収益	368	0
営業収益合計	3 15,737	3 17,912
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	1、 3 7,541	1、 3 8,929
金融費用	2、 3 943	2、 3 480
営業費用合計	8,485	9,410
営業利益	7,252	8,501
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	590	633
受取家賃	3 1,336	3 1,562
投資事業組合運用益	213	79
その他	3 99	3 300
営業外収益合計	2,241	2,574
<b>営業外費用</b>		
社債発行費	3 62	3 41
投資事業組合運用損	11	12
為替差損	0	44
その他	3 4	3 10
営業外費用合計	79	109
経常利益	9,414	10,967
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	169	156
関係会社株式売却益	2	-
新株予約権戻入益	138	166
特別利益合計	310	322
<b>特別損失</b>		
投資有価証券売却損	0	0
投資有価証券評価損	257	121
関係会社株式評価損	-	59
特別損失合計	258	180
税引前当期純利益	9,466	11,109
法人税、住民税及び事業税	482	221
法人税等調整額	372	91
法人税等合計	855	312
当期純利益	8,611	10,796

## 【株主資本等変動計算書】

第107期(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	19,709	28,709	26,789	20,411	47,201	6,188	105,722
当期変動額									
剰余金の配当						9,300	9,300		9,300
当期純利益						8,611	8,611		8,611
自己株式の取得								1	1
自己株式の処分			2	2				6	9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2	2	-	689	689	4	681
当期末残高	36,000	9,000	19,712	28,712	26,789	19,722	46,512	6,183	105,041

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,162	1,162	556	107,440
当期変動額				
剰余金の配当				9,300
当期純利益				8,611
自己株式の取得				1
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	592	592	16	608
当期変動額合計	592	592	16	1,289
当期末残高	569	569	539	106,151

第108期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	19,712	28,712	26,789	19,722	46,512	6,183	105,041
当期変動額									
剰余金の配当						2,026	2,026		2,026
当期純利益						10,796	10,796		10,796
自己株式の取得								3,440	3,440
自己株式の処分			0	0				0	0
自己株式の消却			4,332	4,332				4,332	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	4,332	4,332	-	8,769	8,769	891	5,328
当期末残高	36,000	9,000	15,380	24,380	26,789	28,492	55,281	5,292	110,369

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	569	569	539	106,151
当期変動額				
剰余金の配当				2,026
当期純利益				10,796
自己株式の取得				3,440
自己株式の処分				0
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,315	1,315	61	1,376
当期変動額合計	1,315	1,315	61	3,952
当期末残高	745	745	478	110,103



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

## 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (表示方法の変更)

## (損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「為替差損」は、当事業年度において営業外費用の100分の10を超えたため、独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた4百万円は、「為替差損」0百万円、「その他」4百万円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1 保証債務の残高

## 関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	208百万円	184百万円

## 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
短期金銭債権	57,835百万円	51,717百万円
長期金銭債権	143	96
短期金銭債務	16,732	4,511
長期金銭債務	640	640

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

## (損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費の主な内訳

	第107期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第108期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給料	1,791百万円	1,932百万円
福利厚生費	786	1,188
賞与引当金繰入	240	137
退職給付費用	7	56
不動産費	2,079	2,518
事務委託費	787	904
減価償却費	195	607

(注) 全額が一般管理費に属するものであります。

## 2 金融費用の内訳

	第107期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第108期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
社債利息	176百万円	104百万円
デリバティブ損益	544	20
支払利息	222	182
為替差損	-	172

## 3 関係会社との取引高

	第107期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第108期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社からの営業収益	15,737百万円	17,912百万円
関係会社への営業費用	2,777	1,663
関係会社との営業取引以外の取引高	982	1,395

## (有価証券関係)

## 第107期(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額87,446百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額13,049百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額204百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

## 第108期(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額78,221百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額13,227百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額226百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	739百万円	638百万円
関係会社株式	570	570
投資有価証券評価損	75	92
貸倒引当金	56	56
賞与引当金	73	41
その他	708	684
繰延税金資産小計	2,224百万円	2,085百万円
評価性引当額	644	636
繰延税金資産合計	1,579百万円	1,448百万円
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	247百万円	- 百万円
その他	240	200
繰延税金負債合計	488百万円	200百万円
繰延税金資産純額	1,091百万円	1,247百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第107期 (2019年3月31日)	第108期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.63%	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.68%	0.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	24.40%	28.37%
住民税均等割額	0.08%	0.07%
評価性引当額の増減額	0.54%	0.07%
海外子会社等にかかる課税留保金額	1.15%	0.40%
その他	0.35%	0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.03%	2.82%

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	2,813	1	7	209	2,807	455
	構築物	27	-	-	1	27	1
	工具、器具 及び備品	2,070	51	20	369	2,101	637
	土地	0	-	-	-	0	-
	計	4,911	53	28	580	4,936	1,094
無形 固定資産	ソフト ウェア	32	30	-	3	62	21
	その他	4	377	131	0	251	2
	計	37	407	131	4	313	23

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	184	1	0	185
賞与引当金	240	137	240	137

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

特記事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・買増し			
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
取次所			
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.tokai-tokyo-fh.jp">http://www.tokai-tokyo-fh.jp</a>		
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主を対象として、主に、地域の特産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。		
	保有株式数	優待商品	継続保有期間
			3年未満 3年以上
	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし 一点
	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点 一点
	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点 二点
	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点 一点
	10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点 二点

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第107期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第107期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第108期 第1四半期報告書	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月13日 関東財務局長に提出。
	第108期 第2四半期報告書	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月12日 関東財務局長に提出。
	第108期 第3四半期報告書	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月12日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		2019年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約 権発行		2019年8月26日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の 訂正届出書	2019年8月26日提出の有価証券届出書にか かる訂正届出書		2019年9月6日 関東財務局長に提出。
(7) 自己株券買付状況報告書			2019年7月8日 関東財務局長に提出。 2019年8月8日 関東財務局長に提出。 2019年9月10日 関東財務局長に提出。
(8) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2019年5月10日 関東財務局長に提出。 2019年5月31日 関東財務局長に提出。 2019年6月28日 関東財務局長に提出。 2019年8月15日 関東財務局長に提出。 2019年9月6日 関東財務局長に提出。 2019年9月30日 関東財務局長に提出。 2019年11月13日 関東財務局長に提出。 2019年11月29日 関東財務局長に提出。 2019年12月27日 関東財務局長に提出。

2020年2月14日

関東財務局長に提出。

2020年3月6日

関東財務局長に提出。

2020年4月3日

関東財務局長に提出。

2020年6月5日

関東財務局長に提出。

(9) 訂正発行登録書

2018年12月25日提出の発行登録書にかかる  
訂正発行登録書

2019年6月27日

関東財務局長に提出。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村充男
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平木達也
--------------------	-------	------

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 木村 充 男

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 平木 達也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。